

新西部工場(仮称)整備事業 有効な質問回答

令和7年4月21日に入札公告をした前回公募における質問回答のうち、有効なものを記載しています。 ※時点修正等で一部回答を変更しております。

なお、前回公募の質問回答を受けて、入札説明書等に修正・反映を行った質問回答については、今回の入札説明書等に反映済のため、掲載しておりません。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
1	入札説明書	用語の定義	◆用語の定義				<p>構成員の定義として 「入札参加者を構成する法人で、業務の一部を事業者から直接受託・請負し、特定建設工事共同企業体に出資を行う法人をいう」とありますが、入札参加者に特定建設工事共同企業体に出資を行わない法人が存在する可能性も考えられるため、事業者のうち市様の窓口となる1法人を代表企業と呼び、事業者を構成するその他の法人は全て構成員と呼ぶと考えるよろしいでしょうか。</p>	<p>構成員の定義は「入札参加者を構成する法人で、業務の一部を実施し、共同企業体に出資する法人、またはコンソーシムを共同連帯する法人」をいいます。入札参加者を構成する法人を構成員とし、その中で市の窓口となる1法人が代表企業です。なお、共同企業体とコンソーシアムの組み合わせも可とします。</p>
2	入札説明書	事業者の収入等	2	1	1	(4)	<p>記載されている年度ごとの出来高予定額は、工事費のみを対象としており、設計費および工事監理費については、進捗に応じて別途お支払いいただけるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
3	入札説明書	事業者の収入等	2	1	1	(4)	<p>「事業提案書を基に各会計年度における施設整備代金の支払いの限度額を設定」とありますが、各会計年度における工事費上限の参考とするために、各会計年度の債務負担行為設定金額をご教示願います。</p>	<p>債務負担行為の各会計年度の金額を定めているものではありません。各会計年度の施設整備代金の支払いの限度額は、落札者の決定後に落札した事業者の提案を基に設定します。</p>
4	入札説明書	入札参加者の構成等	3	2	1	(1)	<p>同一企業であっても本店と支店がそれぞれ別の申請区分業種にて「競争入札参加資格審査申請」を行っている場合、本店と支店を別の構成員として入札参加グループに含めることができるの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
5	入札説明書	コンソーシアム	21	6	1		コンソーシアムによる契約とする場合、コンソーシアムに下請企業を含めることは可能でしょうか。	コンソーシアムの構成企業は元請けの企業とします。
6	入札説明書	コンソーシアム	21	6	1		共同企業体又はコンソーシアムと契約とのご指示ですが、共同企業体は構成員全てが元請企業になるスキームであるのに対し、コンソーシアムは元請企業以外に下請企業も参画できるスキームであると理解してよろしいでしょうか。	No.5の回答を参照してください。
7	入札説明書	閲覧等資料リスト 西部工場図面		別紙			「西部工場図面 竣工図3 ～電気設備工事」図面番号3005によると、公道からの道路横に弱電用の配管配線(1本は空配管)があります。用途をご教示願います。また、当該配管および配線について、本工事においては既存残または撤去・新設とするかをご教示願います。	搬入道路脇のCVV2sq-3C(FEP30)は、門扉用ドアホン用(図面番号3064参照)であり、FEP50は、外灯用配線のための配管です。 要求水準書P158の外構工事に記載の通り、原則として流用せず、撤去及び新設を行ってください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
8	入札説明書	閲覧等資料リスト 新西部工場(仮称)管理棟改修 工事(計画図面)		別紙			<p>管理棟改修計画における電気設備工事の所掌区分は以下のとおりと考えてよろしいでしょうか。</p> <p><本工事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新工場から分電盤までの幹線ケーブル敷設 ・中央監視設備:管理棟のポイントを含む中央監視装置の設置及び管理棟リモート盤からの配線敷設 ・自火報:新工場受信機から管理棟受信機までの配線敷設 ・電話設備:新工場交換機から管理棟交換機までの配線敷設 ・放送設備:管理棟事務室へのリモートマイク設置及び新工場アンプへの配線敷設 ・インターホン設備:管理棟事務室への画像付きインターホン設置及び新工場玄関インターホンからの配線敷設 <p><別途工事(管理棟工事)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・分電盤の増設・改造 ・分電盤二次側の配線工事 ・内装改修に伴う器具脱着、更新工事(天井・壁・床) ・中央監視設備:管理棟内の配線工事及びリモート盤改修 ・自火報:既設受信機の改修 ・ITV設備:管理棟内のITV設備一式 	<p>ご質問にある管理棟の電気工事に関する本事業の業務範囲は以下の通りです。なお、管理棟の改修は本施設の竣工時期に合わせて実施する計画であるため、その工程に合わせて施工してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線ケーブルは管理棟の分電盤設置場所までの配線敷設 ・中央監視設備が管理棟の主要な機器の運転及び故障表示や操作・監視を行うものであればご理解の通りです。 ・自火報は管理棟の副受信機までの配線および副受信機の設置 ・電話は管理棟の端子盤設置場所までの配線敷設 ・放送設備は管理棟実務室のリモートマイク及びマイクの配線、管理棟の端子盤設置場所までの配線敷設 ・インターホン設備は、管理棟を含めて一式 ・ITV設備は、管理棟事務室及び管理棟研修室にモニタ及びモニタの配線敷設
9	入札説明書	閲覧等資料リスト 新西部工場(仮称)管理棟改修 工事(計画図面)	2階平面図	別紙			<p>多目的スペースをご検討されていますが、本スペースの使用用途の想定があればご提示頂けますでしょうか。(現西部3Rステーションの機能の一部を移転する等)</p>	<p>多目的スペースの用途は今後検討します。</p>
10	入札説明書	閲覧等資料リスト 新西部工場(仮称)管理棟改修 工事(計画図面)		別紙			<p>管理棟改修の工事にて撤去を行う予定ですが、撤去の時期について、現時点でお示しすることはできません。ただし、提案内容や施工計画などの理由により、温室の解体が必要な場合は、本事業で撤去する計画としてください。その際の費用は事業者負担とします。</p>	

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
11	入札説明書	閲覧等資料リスト 新西部工場(仮称)管理棟改修 工事(計画図面)		別紙			新工場から管理棟へのインフラ供給にあたり、現工場から供給されているケーブル類の撤去は「管理棟改修工事所掌」にて行うものと考え、本工事では管理棟改修工事で整備された分電盤に対してケーブルを敷設するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	入札説明書	閲覧等資料リスト 新西部工場(仮称)管理棟改修 工事(計画図面)		別紙			新工場から管理棟へのインフラ供給にあたり、現工場から供給されている給水・給湯配管については、現工場からの配管撤去及び2F天井内でのバルブ止めは管理棟改修工事所掌とし、そのバルブへの配管接続を本工事と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	入札説明書	閲覧等資料リスト 令和6年度 西部 工場等地歴調査 業務委託報告書		別紙			添付資料(10)現地観察調査写真に共同溝があり、その中にインフラが敷設されています。配管・ケーブルの種類及び仕様・サイズをご教示願います。	給排水管については、上水、井水、及び排水配管、福岡100プラザ西への蒸気配管(送り・戻り)等の配管が6本程度敷設されており、その内井水配管及び福岡100プラザ西への蒸気配管(送り・戻り)は現在使用しておりません。 電気配線については、西部3Rステーション・運動施設と福岡100プラザ西への6kV CVT60sqのケーブルが2本の他、ポンプ関係や通信関係のケーブル14本程度がケーブルラック2段で配線されています。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
14	入札説明書	閲覧等資料リスト 令和6年度西部 工場等地歴調査 業務委託報告書		別紙			<p>No.13の回答にて「井水配管及び福岡100プラザ西への蒸気配管(送り・戻り)は現在使用しておりません。」と記載がありますが、福寿園・3Rステーション等への蒸気配管も含め使用していないと考えてよろしいでしょうか。また、その場合、蒸気配管を撤去した場所に新設配管を設けることは可能でしょうか。</p>	<p>No.13の回答のとおり、福岡100プラザ西(旧福寿園)への蒸気配管は現在使用しておりません。なお、3Rステーションなどその他施設への蒸気配管はありません。</p> <p>現工場および周辺施設の現在の機能が維持され、かつ現工場の解体時に既設の配管・配線を容易に撤去できることを前提に、福岡100プラザ西への蒸気配管を撤去し、新設配管を設置することは可能です。なお、既存の配管の撤去を行う場合、その費用は事業者負担とします。</p> <p>また、既設の共同溝を使用する場合は、現在の維持管理性を踏まえた計画としてください。</p> <p>なお、共同溝に限らず、既設の構造物等を使用する場合は、新工場稼働後30年以上使用することを想定して、劣化状況の調査及び補修や、消防等の関係機関と協議を行ったうえで必要な安全管理対策等を実施してください。</p>
15	入札説明書	閲覧等資料リスト 旧福寿園解体工 事(参考図面)		別紙			<p>当該資料では旧福寿園の建物位置が正確に把握できないので、現況図に重ね合わせた資料およびそのCAD図をご提供頂けますでしょうか。</p>	<p>市内部において検討した資料を閲覧等資料リストに追加いたします。</p> <p>調査等に基づいて作成した図ではなく、想定位置であることにご留意ください。</p>
16	入札説明書	閲覧等資料リスト 西部破碎選別処 理施設建築工事 施工計画書(掘削 工事)		別紙			<p>閲覧等資料リストの西部破碎選別処理施設建築工事施工計画書(掘削工事)に発破併用バックホー掘削と記載がありますが、発破作業の実施報告書及び発破作業・掘削作業の工事写真等の提供は可能でしょうか。</p>	<p>ご希望の内容が直接確認できる資料は現存しておりませんが、参考資料として工事記録写真の一部を閲覧等資料リストに追加いたします。</p>

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
17	入札説明書	閲覧等資料リスト 西部破碎選別処理施設建築工事 工事記録写真		別紙			No.16の回答に添付の工事記録写真では、発破作業に必要なクローラードリル機があり、発破を用いた掘削が行われたことを確認できましたが、実施報告書等が無いいため、具体的な岩盤の硬さの推定が困難と考えています。 建設予定地周辺の住宅地を考慮すると、発破による掘削が現実的でないため、事業者にて新たな地質調査を実施し、リッパ掘削が難しい硬岩と判明した場合は、その費用・工期を含め協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	「添付資料No.4 地質ボーリング調査結果」をはじめとする既往の地質調査結果等を参考に、掘削に必要な費用・工期を各事業者にて想定し計画をお願いします。
18	要求水準書	用語の定義	用語の定義				事前受付の定義に「自己搬入しようとする排出者が、市の条例に基づき、事前に電話もしくはインターネットで予約することをいう。」とのご指示ですが、電話予約の情報も貴市が運営している「自己搬入ごみ事前受付システム」に登録されたうえで、本施設の計量設備に連携されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書	搬入・搬出道路更新範囲	2	第1章第1節	3		「添付資料No.1 西部資源化センター解体工事(発注図面)」には、FLより上部が別途発注で解体する旨が記載されています。また、P157 第4章 第3節 2 外構工事には「既存の外構施設については、原則として流用せず、撤去及び新設を行うこと」とあります。これらを踏まえ、本工事着手時において、外構(舗装、側溝、柵、縁石など)は既存のまま残置されていると考え、本工事で撤去を行うと理解してよろしいでしょうか。	資源化センター駐車場付近の看板、歩車道分離ブロック、樹木、自然石擁壁の一部は上部解体工事にて撤去します。 詳細は、閲覧等資料の「資源化センター解体工事(補足資料)」をご参照ください。
20	要求水準書	管理棟改修工事	2	第1章第1節	3		改修後の管理棟への電気・上水・排水の接続位置、供給電気の電圧・相(単相か三相か)及び電気容量、上水の供給圧及び使用量をご教示頂けますでしょうか。	現段階では未定です。現在の管理棟の電気容量等を参考に、電気式の空調への変更やエレベータの増設も考慮して電気容量を設定してください。現在の管理棟に関する情報は、閲覧等資料リストの西部工場図面を参考にしてください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
21	要求水準書	管理棟改修工事	2	第1章第1節	3		全体工事工程の検討に際し、管理棟改修工事の着手時期および想定される工事期間についてご教示頂けますでしょうか。	令和12年度～令和14年度を予定しております。 ※時点修正をしています。
22	要求水準書	管理棟改修工事	2	第1章第1節	3		貴市が別途発注する管理棟改修工事と本事業の工事が干渉する場合、貴市と相談の上、本事業の工事を先行して進めてもよろしいでしょうか。	「要求水準書 第2章第11節 3監理に係る業務 (1)別途工事の調整に関する業務」記載のとおり、別途工事に関する調整を十分に行ってください。
23	要求水準書	管理棟改修工事	2	第1章第1節	3		管理棟改修工事(計画図面)No.19に「地中埋設共同溝」が図示されていますが、こちらは存置され、本施設で使用する配管、配線を設置できるものと理解してよろしいでしょうか。	共同溝に現在設置している配管・配線は、工事期間中も現工場や周辺施設で使用するため、その機能を維持し、かつ現工場の解体時に容易に撤去できる場合に限り、新たに配管・配線を設置することは可能です。
24	要求水準書	管理棟改修工事	2	第1章第1節	3		<p>既存地中埋設共同溝への新規配管・配線の設置について、No.23の回答にて、「共同溝に現在設置している配管・配線は、工事期間中も現工場や周辺施設で使用するため、その機能を維持し、かつ現工場の解体時に容易に撤去できる場合に限り、新たに配管・配線を設置することは可能です。」とご回答をいただき、またNo.13の回答では、現在使用していない配管についてご教示頂きました。</p> <p>既存配線・配管の撤去可能時期や既存共同溝への新規配線・配管のつなぎこみ工事の実施可能時期などについて教えてください。</p>	<p>現工場および周辺施設の現在の機能が維持され、かつ現工場の解体時に既設の配管・配線を容易に撤去できることを前提に、契約期間内であれば不要な既存配管の撤去及び既存共同溝への新規配線・配管の設置工事は可能ですが、既存の配管の撤去を行う場合、その費用は事業者負担とします。</p> <p>また、既設の共同溝を使用する場合は、現状の維持管理性を踏まえた計画としてください。 なお、共同溝に限らず、既設の構造物等を使用する場合は、新工場稼働後30年以上使用することを想定して、劣化状況を調査し、必要な補修等を行ってください。</p>

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
25	要求水準書	管理棟改修工事	2	第1章 第1節	3		<p>No.14及びNo.24にて「共同溝に限らず、既設の構造物等を使用する場合は、新工場稼働後30年以上使用することを想定して劣化状況の調査及び補修や、消防等の関係機関と協議を行ったうえで必要な安全管理対策等を実施してください」との回答ですが、非破壊検査等にて劣化状況を調査しなければ補修の要否が分かりません。調査後にその費用・工期を含め協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書において、既設の共同溝の使用を条件とはしていません。したがって、事業者の希望により、既設共同溝を使用する場合は、長期使用(30年以上)を前提に、劣化状況の調査および必要な補修、安全管理対策を実施いただくことが前提となります。 そのため、費用は事業者負担とし、事業期間内で工事を完了してください。</p>
26	要求水準書	管理棟改修工事	2	第1章 第1節	3		<p>No.13の回答にて、共同溝内の配管に関して、「井水配管及び福岡100プラザ西への蒸気配管(送り・戻り)は現在使用しておりません。」と記載がありますが、共同溝内の福岡100プラザ西からの排水配管も現在使用していないという認識で問題ないでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
27	要求水準書	地域に役立つ施設づくり	3	第1章 第1節	6	(3)	<p>市民が活用できる開放スペースの整備にあたり、設置の目的や使用方法のお考えをご教示ください。</p>	<p>要求水準書P3に記載の基本方針に定めている開放スペースについては、本事業において要求水準書P142の第4章 第2節 1 (12)に記載の開放スペースとして設置することを計画しているものです。 当該スペースは、地域の人が気軽に利用できる憩いのスペースとすることで清掃工場に親しみを持ってもらうことや、市民が清掃工場に来る動機となり、工場内の見学者用設備に触れるきっかけとなることを目的としています。</p>
28	要求水準書	基本方針	3	第1章 第1節	6	(2)	<p>「工場で発電した電力等を活用し、防災活動をサポートする」とのご指示ですが、防災活動のサポートとは、焼却炉立ち上げ後に廃棄物発電の余剰電力を周辺施設に送電することを指すものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>本事業で求めている内容については、ご理解のとおりです。</p>

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
29	要求水準書	事業用地の概要	4	第1章第1節	7	(1)	<p>事業区域の一部が土砂災害特別警戒区域に該当しますが、本計画において、建物や工作物が該当部分でなければ、土砂災害防止法上の手続きや対応は不要と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>ご理解のとおりです。 なお、令和6年度から令和7年度にかけて一部レッドゾーン解除を目的として崩壊土砂防護柵の設置工事を実施し、解除しております。 ※時点修正しています</p>	
30	要求水準書	事業用地の概要	4	第1章第1節	7	(2)	<p>計画地が市街化調整区域に該当しますが、都市計画決定がされており、事業者が市様のため都市計画法第29条の開発許可及び43条の建築許可の手続きは不要と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>ご理解のとおりです。</p>	
31	要求水準書	事業用地の概要	4	第1章第1節	7	(7)	<p>本計画において、既存工場を維持するため、本計画の建蔽率及び容積率は既存工場を含めたものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>ご理解のとおりです。</p>	
32	要求水準書	事業用地の概要	4	第1章第1節	7	(9)	<p>事業用地の緑化率は「指定なし」との記載がありますが、工場立地法等に基づく緑地面積率等の基準は適用されないものと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>工場立地法に基づく緑地面積率の基準は適用されませんが、建設用地を除いた範囲で基準を満たしております。このため、緑地面積率の指定はしていませんが、「福岡市環境配慮指針」に基づき、積極的な緑化をお願いします。</p>	
33	要求水準書	事業用地の立地条件	4	第1章第1節	8		<p>添付資料3のCADデータをご提供頂けますでしょうか。</p> <p>CADデータを閲覧等資料リストに追加いたします。当該データは青焼き図面を元にCAD化したものであるため、ご留意ください。</p>	
34	要求水準書	事業用地の立地条件	4	第1章第1節	8		<p>工事範囲については、現西部工場の稼働に問題がない範囲で仮囲いを設定することは可能でしょうか。</p> <p>現西部工場の稼働に問題がない範囲で仮囲いを設定することは可とします。</p>	
35	要求水準書	事業用地	4	第1章第1節	7		<p>ご提供頂いているCAD図にて事業用地内で計画を行っています。一部不明瞭なため、既存の可燃ごみ車両通行車線を確保した上で必要な部分を事業計画地と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、実施測量後に事業用地、仮設動線等について再提案可能と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>新工場建設用地については、添付資料No.3で示す範囲を原則とします。ただし、現西部工場の運営及び利用者の安全に支障がないと判断された場合に限り、新工場建設用地外を利用することを認めます。 実施測量後の再提案については、可とします。</p>	

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
36	要求水準書	インフラ条件	6	第1章 第1節	8	(6) 3)	燃料について、「原則として都市ガス(中圧B)とし、引き込みを行うこと。なお、引込工事に係る費用については建設事業者の負担とする。」と記載がありますが、貴施設近傍の既存の中圧B本管の供給量に余裕がなく、中圧A等の上流本管から引き込むことになった場合の建設事業者負担分についてご教示願います。	都市ガスの供給量について、現時点で、現在敷設されている中圧B本管から、新たに2,700m ³ /h程度供給可能であるとガス事業者から聞いております。 それを超える供給量となった場合に発生する上流本管からの引込み工事の費用は、事業者負担とします。
37	要求水準書	事業用地の立地条件	5	第1章第 1節	8	(4)	昼間搬入の受入停止期間として「毎年定める受入停止期間(原則10月1日～10月20日)」とのご指示ですが、この期間中は全ての昼間搬入が停止されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書	搬入・搬出道路更新範囲	5	第1章第 1節	8	(5)	舗装切削オーバーレイ工法による全面更新の範囲について、「添付資料No3 建設用地図」の外構計画用地(約3,200m ²) (青字で記載)の範囲と理解してよろしいでしょうか。	舗装切削オーバーレイ工法による全面更新の範囲は、ご理解のとおりです。
39	要求水準書	搬入・搬出道路更新範囲	5	第1章第 1節	8	(5)	搬入・搬出道路の更新において、道路標識等、舗装以外に更新するものはないと理解してよろしいでしょうか。既設道路において、更新後も存置する外構設備をご提示頂けますでしょうか。	「要求水準書 第4章第3節 2外構工事」をご参照ください。 既存の外構施設については、原則として流用せず、撤去及び新設を行ってください。
40	要求水準書	インフラ条件	5	第1章第 1節	8	(6)	特別高圧引込ルートについて、「現西部工場の既設ルートを流用する」と記載がありますが、現工場への特別高圧供給している状態での分岐は安全上支障があるため、新工場への特別高圧引込ルートとしては、鉄塔から新たに敷地内を埋設にて管路を敷設するものと考えてよろしいでしょうか。	特別高圧引込配線における既設配線の撤去新設は、電力会社の施工範囲となります。 なお、現在2回線受電を行っていることから、1回線ずつ順次切替を行う想定としております。 また、添付資料No.5に記載している既設引込配管から新設するマンホールまでの配管についても電力会社の施工範囲となります。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
41	要求水準書	インフラ条件	5	第1章第1節	8	(6)	「電気事業者への工事負担金は、市の負担とし」と記載がありますが、上水道や都市ガスの工事負担金が発生する場合も貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	水道加入金差額等の負担金が発生する場合は、本市にて負担します。
42	要求水準書	インフラ条件	5	第1章第1節	8	(6)	本施設用の特高ケーブルの管路は、添付資料No5にある敷地南側の鉄塔から現西部工場と本施設の分岐点までは、既存の管路を流用すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書	インフラ条件	5	第1章第1節	8	(6)	本施設の受電および負荷運転前までの機器調整期間中は、現西部工場と新施設の2施設で受電している状態になると想定しますが、これについて電力会社とは協議済であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	要求水準書	インフラ条件	5	第1章第1節	8	(6)	本施設の特高管路及び引込用マンホールの計画について、電力会社との協議状況がわかる資料(接続検討回答書)があればご提示頂けますでしょうか。	電力会社の確認を得たものが、添付資料No.5になります。
45	要求水準書	インフラ条件	5	第1章第1節	8	(6)	既設の特高管路図面を確認したうえで、特高管路を途中分岐することが施工上難しい場合は、実現可能な案を事業者提案させていただく形でよろしいでしょうか。また、その場合、現西部工場の敷地内にある引込鉄塔から、新西部工場敷地内に新設するマンホールまで、新たに特高管路の敷設が必要となった場合は、現西部工場の敷地内となる特高管路の敷設については別途工事と理解してよろしいでしょうか。	原案の条件にて提案してください。 なお、現地の状況等から合理的な理由により、途中分岐することが施工上難しいと市及び電力会社が判断した場合には、市と事業者で協議することとします。
46	要求水準書	インフラ条件	5	第1章第1節	8	(6)	インフラ(用水、都市ガス、排水、電話・通信)の取合い箇所についてご教示願います。	引込み位置については事業者の提案によるものとし、落札者決定後に落札事業者が各インフラ業者と協議のうえ、最終的に決定するものとします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
47	要求水準書	インフラ条件	5	第1章第1節	8	(6)	「用水の系統としては次のとおりとする。 ②生活用水(上水、再利用水)」 と記載がありますが、再利用水としての使用の想定先をご教示願います。	水洗トイレ、散水、清掃などを想定しています。
48	要求水準書	インフラ条件	5	第1章第1節	8	(6)	上水、湧水、下水、都市ガスについて、敷地外からの接続予定箇所がわかる資料をご提示頂けますでしょうか。	No.46の回答をご参照ください。
49	要求水準書	インフラ条件	6	第1章第1節	8	(6)	事業者にて整備する施設以外に、ガスを使用する設備がございましたらご教示頂けますでしょうか。	本事業の対象施設以外でのガスの使用はありません。
50	要求水準書	搬入・搬出道路更新範囲	5	第1章第1節	8	(5)	搬入・搬出道路の更新において、別途実施予定の管理棟改修工事の時期を考慮し(No.21より「令和12年度～14年度」)、舗装更新工事を竣工直前の令和14年度に実施する計画として問題ないでしょうか。 また、外構工事施工期間中は西側道路の使用ができないため、パッカー車・管理棟工事車両は、東側道路を使用頂く形でも問題ないでしょうか。	搬入・搬出道路の更新については、竣工直前の令和14年度の実施で問題ありません。 ごみ搬入車両については、原則として西側道路を使用する計画としてください。 ただし、工事の進捗状況によりやむを得ない場合で、安全な通行ルートが東側道路に確保されていると市が確認できた場合に限り、必要最低限の期間で東側道路を使用する計画とすることを認めます。 なお、その際にごみの自己搬入で一般の車両が使用する場合は、慣れていない方の利用も想定されることから、動線の誤りや事故防止の観点で、安全性の基準がより厳しくなることをご理解ください。 ※時点修正をしています。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
51	要求水準書	インフラ条件	5	第1章 第1節	8	(6)	<p>No.41にて「水道加入金差額等の負担金が発生する場合は、本市にて負担」と記載がありますが、水道引込に関する事業者負担分をご教示ください。また、水道本管等の工事が発生した場合の負担についてもご教示ください。</p>	<p>水道本管からの引き込み工事及び工事に伴う手数料は事業者負担となります。</p> <p>水道本管等の工事が必要になった場合の費用は、事業者負担ではありません。ただし、既存工場において150mmの引込口径で運用しているため、既設引込口径(150mm)を超えない計画使用水量や給水方式としてください。</p>
52	要求水準書	インフラ条件	5	第1章 第1節	8	(6)	<p>No.47にて生活用水としての再利用水使用に関し、利用先の想定をご教示頂きましたが、水量や水質の安定性等を考慮し、生活用水としては再利用水を使用しない提案は可能でしょうか。</p>	<p>水資源の有効活用の観点から、再利用水は可能な限り有効利用してください。生活用水として使用しない場合は、その理由を様式5-1-3に記載してください。</p> <p>※理由を記載する箇所を追記しています。</p>
53	要求水準書	インフラ条件	5	第1章 第1節	8	(6)	<p>閲覧等資料にて湧水水質データ(西部工場・西部資源化センター湧水(採水日 平成25年7月31日))をご提示頂きましたが、西部工場と西部資源化センターの分析結果に相違があります。資源化センターからくみ上げた湧水は水処理設備を通して有効利用されていると考えてよろしいでしょうか。また、水処理設備を使用されている場合、本計画では処理後(西部工場)のデータを活用してもよろしいでしょうか。</p>	<p>西部資源化センターで使用している水(上水など)は、西部工場から供給するシステムとなっており、西部工場で発生した湧水は上水と共にプラント受水槽に貯めた後、西部工場及び西部資源化センターの投入ステージの清掃などに利用しています。なお、資源化センターの湧水は、現在は有効利用は行っておらず、雨水側溝へ排水しています。</p> <p>本施設の計画にあたっては、資源化センターの湧水を使用するため、資源化センターのデータを活用してください。なお、本データは平成25年時点のデータであるため、あくまでも参考値であることに留意してください。</p> <p>※閲覧資料等にクリーンパーク・西部における湧水利用状況も追加しているので、ご確認ください。</p>
54	要求水準書	インフラ条件	5	第1章 第1節	8	(6)	<p>閲覧等資料リストに追加いただいた工場報によりますと、湧水を年間約10,000t程度使用されていますが、現在の使用用途をご教示ください。</p>	<p>湧水は上水と共にプラント受水槽に貯めた後、プラント機器の冷却、水洗トイレ、投入ステージの清掃、薬品希釈水として使用しています。</p>

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
55	要求水準書	インフラ条件	6	第1章 第1節	8	3)	<p>要求水準書P126の非常発電設備に液体燃料貯留量の記載があることから、要求水準書P6の「都市ガスの供給が途絶えた場合に備えた燃料も合わせて確保すること。」に該当する燃料は、液体燃料という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、要求水準書P78の助燃装置に形式はガスバーナー(都市ガス113Aと水素の混焼)とあり、炉の昇温用としては、液体燃料を使用しないため、液体燃料は、要求水準書P126の非常発電設備で必要な量を見込むといった理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>※要求水準書の記載内容変更に伴い、一部質問文章を変更しております。</p>
56	要求水準書	インフラ条件	6	第1章第1節	8	(6)	<p>添付3には溜池、調整池、浄化槽が記載されていますが、雨水放流の対象は調整池のみであると理解してよろしいでしょうか。その場合、溜池と浄化槽はどのような役割を持つでしょうか。</p>	<p>雨水放流の対象は、溜池及び調整池です。溜池及び調整池は、防災調整池及び雨水調整池となっています。</p> <p>浄化槽は、福岡西陵高等学校の汚水を処理する施設であり、敷地外に設置されています。</p>
57	要求水準書	インフラ条件	6	第1章第1節	8	(6)	<p>放流量に制限があればご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>新工場での放流量については、下水道管理者と協議することとなりますが、現工場については、公共下水道への放流量は時間最大0.01m³/秒(36m³/時)、日平均150m³/日となっております。</p> <p>雨水放流量に関する設計書を閲覧等資料リストに追加します。</p>
58	要求水準書	施設計画	6	第1章第1節	9	(2)	<p>管理棟改修は別途発注工事に含まれるため、本事業においては工場棟のみでZEB Readyの認定を取得できる施設計画とする必要がある、と理解してよろしいでしょうか。また、対象エリアは居室空間のみと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
59	要求水準書	工期	7	第1章第1節	11	(1)	<p>「試運転のためのごみの受入れは令和14年10月頃までに開始できるよう計画すること」とのご指示ですが、p.28に記載がある通り試運転期間が180日程度と考えると、この時期は単体機器調整の時期と想定します。搬入量については試運転の進捗状況に応じて調整できるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>現工場の受入を令和14年10月頃から停止することを想定していることから、新工場でのごみの受入については、同時期に開始できるように計画してください。搬入量については、現工場と同程度を想定しております。</p> <p>※時点修正をしています。</p>
60	要求水準書	処理対象物	9	第2章第1節	1		<p>「規定に示されているもの以上」との記述について、福岡市廃棄物受入基準に、基本的受入条件として廃棄物の長辺寸法は2m以内、との記載がありますが、本数値を上限とした廃棄物を処理できればよいと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
61	要求水準書	計画処理量	9	第2章第1節	2		<p>可燃性ごみおよび可燃性粗大ごみの年間計画処理量が168,510トンと示されていますが、その内訳として、可燃性粗大ごみ破砕機で処理する量の想定をご教示頂けませんか。</p>	<p>これまでの処理量の実績から可燃性粗大ごみの年間処理量は2,000t程度を想定しています。</p>
62	要求水準書	燃焼条件	10	第2章第1節	7	(3)	<p>「100ppmを超える一酸化炭素濃度の瞬時値のピークを発生させない」とのご指示ですが、極力発生させない、と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
63	要求水準書	主要設備方式	11	第2章第1節	9		<p>排ガス監視計器およびデータロガの機能については、分散型自動制御システムに機能を集約することも可能でしょうか。</p>	<p>排ガスの連続測定結果やイベント履歴等の過去のデータもバックアップ等で出力できる場合は、可とします。</p>
64	要求水準書	主要設備方式	11	第2章第1節	9		<p>初期コスト及び運転保守管理コストの両面からみて、優位性が高く、かつ、ごみ処理施設での納入実績が多いプロセスコントローラにPLC等を使用した分散型自動制御システムを採用してもよろしいでしょうか。</p>	<p>可とします。</p>

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
65	要求水準書	余熱利用計画	12	第2章第1節	10		外部供給および託送の量について、どの程度を見込んでいるのかご教示頂けますでしょうか。	外部施設への電力供給については、要求水準書P96をご参照ください。託送については、社会情勢を踏まえながら市にて随時決定してまいります。
66	要求水準書	公害防止基準	14	第2章第2節	1	(1)	水銀の停止基準は、改正大気汚染防止法(水銀大気排出規制)で定められた評価方法による管理とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	連続測定器により基準値を超過した場合は停止することを想定しています。
67	要求水準書	公害防止基準	16	第2章第2節	1	(3)	騒音・振動・悪臭の基準は敷地境界線で遵守することが要求されていますが、南側の敷地境界線は険しい山間部となるため、性能試験時は環境影響評価における敷地境界測定地点(N2～N4)で測定を行うものと理解してよろしいでしょうか。	環境影響評価における敷地境界測定地点(N2～N4)を基本としますが、測定時の周辺環境の状況を踏まえ、協議の上で測定場所を決定します。
68	要求水準書	公害防止基準	16	第2章第2節	1	(3) (4) (5)	事業用地として、「事業敷地」(添付資料No.2)と「建設用地」(添付資料No.3)のご提示がありますが、騒音・振動・悪臭の測定場所である敷地境界とは環境影響評価書と同じと考えてよろしいでしょうか。	No.67の回答をご参照ください。
69	要求水準書	試運転	29	第2章第5節	5	(1)	市の負担として、「運転指導期間中に本施設に配置される市職員の人件費(市委託者を含む)」とされていますが、運転期間中の人員体制をご教示頂けないでしょうか。	事業者から提出される運転体制等の提案を考慮して、今後決定します。運転指導期間を含む試運転期間は、建設事業者で運転できる体制で計画してください。
70	要求水準書	試運転	28	第2章第5節	1	(3)	「試運転は、建設事業者が行うものとする。」と記載がありますが、試運転期間中の新西部工場における計量業務およびプラントホーム監視、誘導を含む搬入管理業務については、建設事業者による運転指導を完了したうえで市様によって行われると理解してよろしいでしょうか。	計量業務およびプラントホーム監視・誘導業務については、事業者からの指導完了後、市職員(市委託者を含む)が行うことを想定しております。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
71	要求水準書	運転指導	28	第2章 第5節	4		<p>「運転業務受託者の職員に対して、施設の円滑な操業に必要な機器の運転管理及び取扱い(点検業務含む)について、十分な教育と指導を行うこと。」と記載がありますが、運転指導期間中は運転業務受託者が主導で運転を行い、建設事業者はその運転を助勢しながら教育と指導を行うものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、機器の運転や点検業務をより理解いただくには、受電後の単体機器調整から教育を開始させていただく方が有効ですので、受電日から運転業務受託者の職員を施設に配置していただくことは可能でしょうか。</p>	<p>運転指導期間を含む試運転期間の運転は、建設事業者が主導で行うこととし、その中で市職員(市委託者を含む)に十分な教育と指導を行ってください。</p> <p>後段については、ご意見として承ります。</p>
72	要求水準書	表2.6.1本施設の性能保証事項	31	第2章第6節	3		<p>ごみ質の分析結果にはばらつきがあるため、処理能力の確認に関してはDCSによるごみ発熱量演算値(熱物質収支から演算)を正とすることでよろしいでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
73	要求水準書	表2.6.1本施設の性能保証事項	33	第2章第6節	1		<p>排水の測定場所について「市の指定する場所」とのご指示ですが、下水道放流する一か所での測定と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
74	要求水準書	表2.6.1本施設の性能保証事項	33	第2章第6節	1		<p>焼却灰の熱しゃく減量の測定について、測定場所が湿灰の状態である場合、結晶水などの影響で灰中の未燃分由来の熱しゃく減量が正確に測定できない可能性があります。サンプリング場所は、乾灰を採取できる位置となるよう、実施設計時に協議の上で決定するものとさせていただきますでしょうか。</p>	<p>原案とおとりとします。ただし、合理的な理由が認められる場合は、協議の上でサンプリング場所を決定します。</p>
75	要求水準書	表2.6.1本施設の性能保証事項	34	第2章第6節	1		<p>敷地境界線の位置についてですが、添付3で示された建設用地の境界ではなく、添付2で示された事業敷地の境界であると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、正確な位置を把握するために、添付2のCADデータおよび標高の情報が分かる図面をご提供頂けますでしょうか。</p>	<p>敷地境界線の位置については、ご理解のとおりです。</p> <p>添付資料No.2のCADデータはございません。</p>

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
76	要求水準書	表2.6.1本施設の性能保証事項	34	第2章第6節	1		「排出口」とのご指示ですが、煙突や脱臭装置の排気口と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	要求水準書	実績データ等による性能確認	37	第2章第6節	4	(2)	引き渡し後2年目に実績データ等による性能確認を行う際、運転は建設事業者が提示する運転要領に基づき、貴市が運転する状態で実施するものと理解してよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりですが、引渡し後の運転は、市が別途選定する事業者が運転することを想定しています。
78	要求水準書	実績データ等による性能確認	37	第2章第6節	4	(2)	<p>実績データ等による性能確認条件について、No.77にて、「引き渡し後2年目に実績データ等による性能確認を行う際、運転は建設事業者が提示する運転要領に基づく。」とご回答をいただきました。</p> <p>また、No.241にて、「様式5-7に記載している薬品以外の薬品の提案も可能です。」とご回答を頂きました。</p> <p>実績データ等による性能確認を行う際の用役原単位については、事業者が提案した薬品を使用して確認を行うものとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
79	要求水準書	契約不適合責任	38	第2章第7節	1	(2)	<p>ボイラ、過熱器、蒸気タービンに関して、指定の契約不適合責任期間の対象は本体のみと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>例えば付属の計装機器、自動弁類、潤滑油装置関係などについては、3年で良いと理解してよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
80	要求水準書	設計業務に係る基本事項	42	第2章第9節	1	(3)	「建築設計、建築電気設計、建築機械設計の担当技術者は以下の資格を有するものとする」とご指示ですが、いずれか1つの資格を有すればよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
81	要求水準書	設計業務に係る基本事項	42	第2章第9節	1	(3)	コンソーシアムに下請企業が参画する場合は、当該下請企業から担当技術者を選出することは可能でしょうか。	コンソーシアムの構成企業は元請けの企業とします。
82	要求水準書	実施設計図書	44	第2章第9節	3		実施設計図書の提出項目として記載されている中には、実施設計段階での提出が困難であるもの(予備品/消耗品リスト、主要機器の耐用年数、アフターサービス体制表、長寿命化計画等)が含まれていますが、施工承諾時の提出でもよろしいでしょうか。	原則は原案のとおりとしますが、実施設計図書の提出項目については、協議により提出時期を変更できるものとします。
83	要求水準書	施工	47	第2章第10節	3	(1)	建設用地が狭い為、敷地北側のテニスコート・ゲートボール場・溜池隣の駐車場について工事期間中、仮設事務所等の用地として借用する事は可能でしょうか。	施設管理者との協議のうえ承諾が得られた場合は、可とします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
84	要求水準書	施工	47	第2章第10節	3	(1)	<p>No.83にて敷地北側のテニスコート・ゲートボール場・溜池隣の駐車場の用地借用について、「施設管理者との協議のうえ承諾が得られた場合は、可とします。」と記載がありますが、仮設計画策定上、7月初旬までに確認して頂くことは可能でしょうか。</p> <p>テニスコート・ゲートボール場・溜池西側の駐車場の利用については、施設管理者との協議が整った場合は可としますが、一般利用でも利用することから、利用可能な範囲や期間は限定的になると考えています。 なお、溜池東側駐車場の利用については、現工場定期点検時に工事車両の駐車場として利用しており、そちらを優先とし、それ以外の期間については施設管理者との協議のうえ承諾が得られた場合は、可とします。 ただし、令和9年6月頃までは、溜池東側駐車場は、一部を東側道路建設工事の現場事務所等としても使用しており、そちらを優先とします。</p> <p>【参考情報】 定期修理期間：7月～2月頃 全炉停止期間：10月1日～10月20日頃 東側道路建設工事期間：令和8年1月9日～令和9年6月15日</p> <p>※別途工事である東側道路建設工事の進捗状況が変わったため、一部変更しています。</p>	
85	要求水準書	工事条件	49	第2章第10節	6	(1)	<p>旧福寿園に関する残置杭や資源化センター建設時の山留に関する資料をご提示頂けますでしょうか。 また、事前に情報を頂けていない残置杭や地下構造物・埋設配管等があり、かつ、工事の進行に支障が出る場合には、当該工作物の除去及び処分にかかる工期および費用について別途協議して頂けますでしょうか。</p> <p>現存する資料に明記されていないため、詳細は不明ですが、資源化センター建設時の資料から、山留、アースアンカー、法面防護モルタルが残置されているものと考えております。 資源化センター建設時の掘削工事の施工計画書を閲覧等資料リストに追加いたします。 地中障害物については、「要求水準書 第2章第10節 6工事条件」をご参照ください。</p>	

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
86	要求水準書	工事条件	49	第2章 第10節	6	(1)	<p>地中障害物について、No.85にて、「現存する資料に明記されていないため、詳細は不明ですが、資源化センター建設時の資料から、山留、アースアンカー、法面防護モルタルが残置されているものと考えております。資源化センター建設時の掘削工事の施工計画書を閲覧等資料リストに追加いたします。」とのご回答をいただきましたが、閲覧資料では地中障害物が確認できなかったため、他資料で確認できるものがあればご教示ください。</p> <p>また、閲覧資料等の提示書類で地下中障害物の数量がわからない場合、提案時の基準となる統一条件を提示いただけないでしょうか。</p>	<p>ご希望の内容が直接確認できる資料は現存しておりませんが、参考資料として工事記録写真の一部を閲覧等資料リストに追加いたします。</p> <p>地中障害物が確認された場合の取り扱いについては、「要求水準書 第2章第10節 6工事条件」記載のとおりです。</p> <p>なお、山留、アースアンカー、法面防護モルタルについては、「要求水準書 第2章第10節 6工事条件」に記載の別途協議を行う「大規模な工作物等」に該当しないと考えており、数量については、各事業者にて想定し、提案してください。</p>
87	要求水準書	工事条件	49	第2章 第10節	6	(1)	<p>No.86にて「山留・アースアンカー・法面保護モルタルについては別途協議を行う大規模な工作物等に該当しないと考えており、数量については、各事業者にて想定し、提案してください」との回答ですが、新設建物に干渉しない場合は残置としてよろしいでしょうか。</p>	<p>本事業の掘削範囲内にあるものは原則撤去とします。</p> <p>なお、掘削予定の深度より深い位置に既存杭等の構造物があることが確認された場合、「第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和3年7月2日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）」に従い、対応してください。</p> <p>上記以外のものについては、存置可とします。</p>
88	要求水準書	工事条件	50	第2章第 10節	6	(6)	<p>建設工事期間中に設置する仮設事務所および駐車スペースについて、貴市監督員専用の居室・スペースは不要と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
89	要求水準書	工事条件	50	第2章第 10節	6	(7)	<p>工事用調整池は、添付資料3で示されている調整池を指しており、工事用調整池が別途必要になるものではないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>新工場建設用地内に工事用調整池を設置する必要があります。</p>
90	要求水準書	工事監理業務の 範囲	52	第2章第 11節	1	(1)	<p>工事監理業務の範囲が建築工事・建築設備工事及び解体工事とありますが、土木建築工事の見学者用設備を除く工事及び地下部解体撤去工事に対する工事監理と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書記載のとおり、プラント設備工事部分以外の工事を業務の対象とします。</p>

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
91	要求水準書	監理に係る業務	52	第2章第11節	3	(1)	別途工事に関する調整を十分に行うこととありますが、想定される別途工事をご教示願います。	管理棟改修工事、及びペロプスカイト太陽電池、排ガスに含まれるCO2回収装置の設置工事を想定しております。
92	要求水準書	監理に係る業務	52	第2章第11節	3	(2)	「各種連絡調整会議等」と記載がありますが、工事期間中の定例会議、施工定例会議の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書	監理に係る業務	52	第2章第11節	3	(8)	「各検査を受ける前」と記載がありますが、法的に工事監理者の関与が必要とされる検査、引渡し前の検査の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	要求水準書	(3)変更設計図書に関する業務	52	第2章第11節	3	(3)	「本工事について変更が生じた際は、市と協議のうえ、変更に伴う資料作成等の業務を行うこと。」と記載がありますが、「変更に伴う資料作成等の業務」は具体的にどのような業務かご教示願います。 仮に当業務が変更設計図書作成を含む場合は、当該作成業務は設計業務を行う構成員が行うものと理解してよろしいでしょうか。	工事監理の観点から、変更が必要と判断された内容について、市への報告資料や説明資料等の作成を想定しています。 変更設計図書作成の実務を設計を行う構成員が行うことは可としますが、その書類の確認等は工事監理の業務として行ってください。
95	要求水準書	地震対策	63	第3章第1節	7	(2)	震度計の「震度情報」とは、加速度との解釈でよろしいでしょうか。また「中央制御室の監視制御装置に表示」とは、加速度が設定値を超過した場合に発報する警報信号を表示すると理解してよろしいでしょうか。	震度計は大型地震が発生した際に、機器を安全に停止するために設置するものであり、その目的にあった仕様の震度計を設置してください。 測定した震度が設定値を超過した場合に発報し、警告を表示することを想定しています。
96	要求水準書	安全対策	63	第3章第1節	8	(4)	受入口が建物外壁面から内側に設置され、受入時以外は外部から触れることができないような構造にすることを要求されているものであり、車両を屋内に収納した状態で受入れを行うことを要求されているものではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	要求水準書	安全対策	63	第3章第1節	8	(5)	「薬品類を取り扱う箇所には、緊急用シャワー及び洗眼器等を近接箇所に設けること」とのご指示ですが、取り扱う箇所、とは薬品の補給等、通常の運用において薬品に触れる可能性がある場所と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
98	要求水準書	安全対策	64	第3章第1節	8	(11)	小容量の薬品タンクについては、コンクリート製の防液堤の代わりに、鋼板製または樹脂製のトレイを設置して、漏洩の拡散を防ぐ対応としてもよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。 ただし、小容量の薬品タンクは、協議の上で決定します。
99	要求水準書	現計量棟解体工事	65	第3章第2節	1	(5) (2) (3)	No.101で「市が西部工場内に設置する自己搬入事前受付システムの事前受付端末内にデータ受渡用のフォルダを用意し、そのフォルダへのアクセス権があるアカウントを事業者にご使用いただきます。」とありますが、取合い点(HUB等)の設置場所を御教示願います。 また、この設置場所は仮設計量機においても同一場所に設置されると理解してよろしいでしょうか。	本設時における取合い点については、新工場稼働開始時までに管理棟に設置することを想定しております。 現状は、現工場2階の電算機室のHUBが取合い点となっております。 仮設時における取合い点については、仮設計量設備の計画等を考慮して決定します。
100	要求水準書	計量設備	66	第3章第2節	1	(5) (2) (2)	「既存工場で運用しているRFIDカードを読み取り、受け付けできるシステムとすること。」とありますが、カードデータ読み取りのパスワード(認証キー)は設定されているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	要求水準書	計量設備	66	第3章第2節	1	(5) (2) (3)	「「自己搬入事前受付システム」と連携させ、予約、実績情報などを管理できるものとする。」とありますがデータ取合い場所とデータの受け渡し方法をご教示願います。	市が西部工場内に設置する自己搬入事前受付システムの事前受付端末内にデータ受渡用のフォルダを用意し、そのフォルダへのアクセス権があるアカウントを事業者にご使用いただきます。
102	要求水準書	計量設備	66	第3章第2節	1	(5) (2) (5)	「キャッシュレス決済(クレジットカード、電子マネー、コード決済等)に対応すること。」とありますが、現行の決済代行業者と決済端末型番をご教示願います。	西部工場の指定納付受託者は、三井住友カード株式会社様と株式会社九州しんきんカード様です。 決済端末は、stera terminal standard(JT-C60)の1台です。
103	要求水準書	プラットフォーム	66	第3章第2節	2	(3)	プラットフォームの構造について、「鉄筋コンクリート造」との記載がありますが、特記事項13)にある通り、「搬入車両が接触する恐れのある高さまでは鉄筋コンクリート造」とし、それより上部については、気密性を確保し臭気漏れのない構造とした上で、外壁にALCパネルを採用することは可能でしょうか。	可とします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
104	要求水準書	プラットフォーム	66	第3章第2節	2	(4) (6)	「自動床洗浄装置を導入する等」と記載がありますが、どのような洗浄装置を想定されているかご教示願います。	洗浄装置に限らず、プラットフォーム内の作業を省力化できる設備の導入を想定しています。
105	要求水準書	ごみ投入扉	68	第3章第2節	4	(4)	中央制御室およびクレーン操作室からの「操作」とは、開禁止操作を指しており、安全上の観点から遠方からの開閉操作は行わないこととさせて頂けないでしょうか。	可とします。
106	要求水準書	ごみクレーン	71	第3章第2節	8	(4)	クレーンの運転は自動運転が主体となるため、運転人員を効率的に配置する観点から、クレーン操作卓は中央制御室内に設置し、手動操作が必要となった場合に迅速に対応できるような配置計画としてもよろしいでしょうか。その際、見えにくい場所が生じる場合は、ITVを適切に配置して手動操作に支障がない環境を整備するものとします。	原案のとおりとします。 ただし、クレーン操作室をピットが見えやすい位置にした上で、中央監視室でも操作できるようにすることは可とします。
107	要求水準書	ごみクレーン	72	第3章第2節	8	(4)	自動給油の対象は、バケットを除くごみクレーン本体部でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	要求水準書	ごみクレーン	72	第3章第2節	8	(4)	ごみクレーン操作室について、No.106にて、「クレーン操作室をピットが見えやすい位置にした上で、中央監視室でも操作できるようにすることは可とします。」とご回答をいただきました。 クレーン操作室の設置場所の考え方について、ご教示ください。	クレーン操作の安全性の確保のため、クレーン操作室からごみピット内部やごみ投入ホッパを直接目視できる必要があると考えています。 安全性や効率性を向上させる目的でITVを設置することも想定していますが、ITVの故障時でも安全にクレーン操作ができるよう計画してください。 なお様式6-5により、ごみピットの有効容量を超える貯留量を提案する場合は、ごみの上端はクレーン操作室のフロアレベル以下として貯留可能な量を計算してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
109	要求水準書	ごみクレーン	72	第3章第2節	8	(4)	<p>「クレーン操作室はごみピット内部及びごみ投入ホップが見えやすい位置」と記載がありますが、クレーン操作室はごみ投入ホップを直視するため、ホップステージレベル以上に設置するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>施設運営のしやすさを優先し、中央制御室と近接した上で、投入ホップはITVによる確認を前提として、ホップステージレベルより下階に設置を提案してもよろしいでしょうか。</p>	<p>クレーン操作の安全性の確保のため、クレーン操作室からごみピット内部やごみ投入ホップを直接目視できる必要があると考えており、ホップステージレベル以上に設置することが望ましいです。</p> <p>ITVは安全性や効率性を向上させる目的で設置することを想定していますが、ITVの故障時でも安全にクレーン操作ができるよう計画してください。</p> <p>なお様式6-5により、ごみピットの有効容量を超える貯留量を提案する場合は、ごみの上端はクレーン操作室のフロアレベル以下として貯留可能な量を計算してください。</p>
110	要求水準書	可燃性粗大ごみ処理装置	73	第3章第2節	9	(3)	<p>「3)単位体積重量 0.05～0.25t/m³」と記載ありますが、機器能力算出は粗大ごみクレーン稼働率算出用と同じ0.15t/m³(平均値)としてよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
111	要求水準書	焼却炉本体	77	第3章第3節	5	(2) (3)	<p>「炉体鉄骨は各炉自立構造とし、水平荷重は建築構造物が負担しないこととし、構造計算は建築と同一条件のもとに行うこと」と記載がありますが、建物地上部での水平荷重負担は行わないものとし、炉体鉄骨柱脚部の1階レベル以下の梁及び基礎・地中梁で負担することよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
112	要求水準書	助燃設備	78	第3章第3節	6	(1)	<p>「本装置のみで所定温度まで昇温できること。」とのご指示ですが、所定温度とは事業者が設定した立上時の昇温曲線によって定められる温度と理解してよろしいでしょうか。具体的な温度があればご指示ください。</p>	立ち上げ時間や起動時の排ガスの性状を踏まえ、事業者において設定してください。
113	要求水準書	過熱器	80	第3章第4節	1	1- 2 (4)	<p>付属品に検視用窓がありますが、これは過熱器管寄せの点検口を指していると理解してよろしいでしょうか。</p>	管の腐食や減肉状況が点検、把握できる点検口を設置してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
114	要求水準書	過熱器	80	第3章第4節	1	1-2 (4)	過熱器の(4)付属品の項目に「検視用窓」とありますが、過熱器を設置する煙道は常時暗所となるため、外部から内部確認ができません。過熱器点検用として必要箇所へマンホールを設置するものと理解してよろしいでしょうか。	No.113の回答をご参照ください。
115	要求水準書	蒸気だめ	84	第3章第4節	9	(1)	蒸気だめの形式については、配管ヘッダー方式としてもよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
116	要求水準書	蒸気だめ	84	第3章第4節	9	(1)	減圧弁は必要に応じて設置することで問題ないでしょうか。	原案のとおりとします。
117	要求水準書	排ガス処理設備	87	第3章第5節	1	(6)	通常運転中の入口濃度はごみ中の塩素が全量塩化水素になった場合の濃度(380ppm)として設定すればよいでしょうか。また、最大濃度は通常運転時の2倍程度(760ppm)との想定でよいでしょうか。	要求水準書 第1章 (1)本書の記述方法をご参照ください。
118	要求水準書	排ガス処理設備	87	第3章第5節	1	(6)	通常運転中の入口濃度はごみ中の硫黄が全量硫酸化物になった場合の濃度(20ppm)として設定すればよいでしょうか。また、最大濃度は通常運転時の2倍程度(40ppm)との想定でよいでしょうか。	要求水準書 第1章 (1)本書の記述方法をご参照ください。
119	要求水準書	排ガス処理設備	87	第3章第5節	1	(6)	<p>塩化水素濃度および硫酸化物濃度について、No.117、No.118にて、「要求水準書第1章(1)本書の記述方法をご参照ください。」とのご回答をいただきました。酸性ガス濃度を事業者提案とすると、濃度を低く設定した事業者ほど薬品使用量を少なく計上することが可能になります。</p> <p>事業者間の公平性を確保するため、前提条件となる酸性ガス濃度をご指定いただけないでしょうか。</p>	<p>事業者が設定する吹き込み空気量等の燃焼条件によって酸性ガス濃度が変動することから、計画ごみ質により排ガス処理設備の通常運転時における入口濃度を事業者が設定するものとしています。</p> <p>なお、提案時に入口濃度の設定値の合理性について、確認させていただきます。</p>

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
120	要求水準書	ろ過式集じん器	88	第3章第5節	2	(4)	「炉の起動、停止(メンテナンス時)にかかわらず常時通ガスできること」とのご指示ですが、停止(メンテナンス)時にろ過式集じん器を通ガスした場合、ろ布に付着した消石灰が潮解する可能性があります。そのため、メンテナンス時は雑設備の集じん装置に通ガスさせ、ろ過式集じん器には通ガスを行わないものとしてよいでしょうか。なお、起動時についてはろ過式集じん器の通ガスを可能とします。	消石灰の潮解対策に関する提案は可とします。
121	要求水準書	ろ過式集じん器	88	第3章第5節	2	(4)	ろ過式集じん器への炉の起動、停止(メンテナンス時)の通ガスについて、No.120にて、「消石灰の潮解対策に関する提案は可とします。」とご回答いただきましたが、炉の停止時とメンテナンス時の、ガス温度が低い場合に、バイパスを設けて常時使用するろ過式集じん機を通さず、別の集じん装置にて排ガス処理することで、ろ過式集じん機の消石灰による潮解対策をすることは問題ないでしょうか。 なお、炉の起動時にはヒーターで温めながら、常時使用するろ過式集じん機で排ガス処理を行います。	問題ありません。
122	要求水準書	活性炭吹き込み装置	91	第3章第5節	4		活性炭吹き込み装置を設置する場合、活性炭用供給用ブロワは薬剤供給用ブロワとの兼用ができると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	要求水準書	発電設備	93	第3章第6節	1	(1)	蒸気タービン発電機の制御において、DCSが関連する自動同期投入、発電電力制御等は中央制御室で行いますが、DCSが関与しない発電機自体の制御は、運用性、保守管理性を考慮して、蒸気タービン発電機機側に設置する制御盤で行うことよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
124	要求水準書	外部施設へ電力供給	96	第3章第6節	2	(1)	<p>電力の供給先に関して下記5点について確認させてください。</p> <p>①各施設の最大消費電力をご教示頂けますでしょうか。</p> <p>②各施設への給電元となる高圧フィーダーの定格・遮断容量をご教示頂けますでしょうか。基本的には既設の高圧フィーダーと同容量を選定すると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>③停電時においては、各施設に非常用発電機からの給電は行わない計画としてよろしいでしょうか。</p> <p>④外部施設への電力供給に関する事業者工事の範囲および取り合い点について、ご教示頂けますでしょうか。</p> <p>⑤外部施設への電力供給経路について、既存の共同溝を使用できると理解してよろしいでしょうか。使用できない場合、本工事敷地との高低差、地形を考慮し、架空による供給を行うなど敷設方式は事業者提案でよろしいでしょうか。</p>	<p>①各施設ごとの瞬間的な最大消費電力は測定しておりません。ただし、最も電力を消費する総合西市民プールについては、供給最大電力を800kwとしております。</p> <p>②それぞれ7.2kV 600Aです。詳細は、閲覧等資料リストの単線結線図をご確認ください。基本は既設と同じ容量を想定していますが、現状を踏まえ、問題なければ変更も可能です。</p> <p>③ご理解のとおりです。</p> <p>④要求水準書P119の(22)をご確認ください。</p> <p>⑤共同溝に現在設置している配管・配線は、工事期間中も現工場や外部施設で使用するため、その機能を維持し、かつ現工場の解体時に容易に撤去できる場合に限り、新たに配管・配線を設置することは可能ですが、外部施設への電力供給の停止が最小限になるように計画してください。現在埋設している箇所は、原則として埋設とします。</p>
125	要求水準書	外部施設へ電力供給	96	第3章第6節	2	(1)	<p>記載の送電先へは、現状、既設工場より送電していると思いますが、現状の6kV系統の短絡容量をご教示願います。</p>	No.124②の回答をご参照ください。
126	要求水準書	外部施設への電力供給	96	第3章第6節	2	(2)	<p>将来施設用の高圧電力及び低圧蒸気の供給設備に関する計画のため、ならびに事業者間の検討条件の統一のため、現時点における必要電力供給量及び必要熱量供給量をご提示頂けますでしょうか。</p>	<p>高圧電力の送電回路は、定格電圧7.2kV、定格電流600Aを想定しています。</p> <p>低圧蒸気については、現西部工場の場外供給と同等規模で対応できるように計画してください。なお、現西部工場は、低圧蒸気を時間最大8000kg/h程度供給する設計となっております。</p>
127	要求水準書	押込送風機	97	第3章第7節	1	(3)	<p>風量制御方式としてダンパ+回転数制御方式をご指示頂いていますが、実績をふまえて適切な制御が可能であることを前提に、回転数制御方式のみでの提案も可能として頂けますでしょうか。</p>	原案のとおりとします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
128	要求水準書	二次押込送風機	98	第3章第7節	2	(3)	風量制御方式としてダンパ+回転数制御方式をご指示頂いていますが、実績をふまえて適切な制御が可能であることを前提に、回転数制御方式のみでの提案も可能として頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
129	要求水準書	風道	99	第3章第7節	4	(4)	「ダンパは流量調整並びに完全閉鎖できるものとし」とのご指示ですが、ダンパを遮断用とのみで使用する(流量調整は送風機の回転制御で行う)場合は、ダンパに流量調整の機能を持たせなくてよいでしょうか。	原案のとおりとします。
130	要求水準書	煙道	99	第3章第7節	5	(4)	「ダンパは流量調整並びに完全閉鎖できるものとし」とのご指示ですが、ダンパを遮断用とのみで使用する(流量調整は送風機の回転制御で行う)場合は、ダンパに流量調整の機能を持たせなくてよいでしょうか。	原案のとおりとします。
131	要求水準書	誘引通風機	100	第3章第7節	6	(3)	風量制御方式としてダンパ+回転数制御方式をご指示頂いていますが、実績をふまえて適切な制御が可能であることを前提に、回転数制御方式のみでの提案も可能として頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
132	要求水準書	誘引通風機	100	第3章第7節	6	(4)	油脂による潤滑をお認め頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
133	要求水準書	排ガス循環送風機	100	第3章第7節	7	(3)	風量制御方式としてダンパ+回転数制御方式をご指示頂いていますが、実績をふまえて適切な制御が可能であることを前提に、回転数制御方式のみでの提案も可能として頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
134	要求水準書	主灰ピット	105	第3章第8節	4	(5) 1)	「有効容量は、～。なお、通常運転分は、3炉定格運転時の計画排出量の7日分以上を考慮～。また、災害時継続運転分は、2炉定格運転時の計画排出量の7日分以上とすること。」とありますが、 灰ピットの有効容量は、基準ごみ条件において、3炉定格運転×7日分+2炉定格運転×7日分、を合計して見込むものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
135	要求水準書	灰クレーン	107	第3章第8節	6	(4)	「灰クレーンの制御用電気品は専用室に収納し」とのご指示ですが、騒音および発熱に対して配慮することを前提に灰クレーン電気室と操作室を兼用することは可能でしょうか。	提案を可とします。
136	要求水準書	灰クレーン	108	第3章第8節	6	(4)	電力回生機能は費用対効果があるものだけ採用すると理解してよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
137	要求水準書	飛灰処理物ピット	111	第3章第8節	10	(4) 1)	「有効容量は、～。なお、通常運転分は、溶出試験と搬出のタイミングの関係から、3炉定格運転時の計画排出量の7日分以上を考慮～。また、災害時継続運転分は、2炉定格運転時の計画排出量の7日分以上とすること。」とありますが、 灰ピットの有効容量は、基準ごみ条件において、3炉定格運転×7日分+2炉定格運転×7日分、を合計して見込むものと理解すればよろしいでしょうか。	No.134の回答をご参照ください。
138	要求水準書	共通事項	113	第3章第9節	1	(1)	「本施設のプラント用水は、上水、湧水、雨水及び再利用水とし、生活用水は、上水、再利用水とすること」と記載がありますが、 湧水の水質、取水量をご教示願います。	湧水の水質は閲覧等資料をご参照ください。 取水量は西部工場の工場報をご参照ください。
139	要求水準書	水槽類	113	第3章第9節	2		「本施設の水槽類は下表を参考に計画すること。」と記載がありますが、「表3.9.1 主要水槽」にある水槽の種類、数量は、事業者提案とさせていただきますよろしいでしょうか。	提案を可とします。
140	要求水準書	水槽類	113	第3章第9節	2		「生活用水受水槽は通常運転時の7日間分」の容量が必要とのご指示ですが、衛生面を考慮して生活用水のうち飲料水はペットボトル等にて備蓄することとし、飲料水を除く7日分の容量を確保する計画としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
141	要求水準書	水槽類	113	第3章第9節	2	(1)	ポンプを非常用負荷に組み入れたうえで、圧送式とすることは可能でしょうか。	提案を可とします。
142	要求水準書	水槽類	113	第3章第9節	2	(1)	特記事項①に「～。給水方式は、重力給水方式を原則とする」とありますが、事業者提案により高置水槽を設ける場合は、重力給水方式とする理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	要求水準書	共通事項	116	第3章第10節	1	(3)	「ごみピット汚水は、処理した後、炉内噴霧等を行い処理すること。」とありますが、P.70には「14)ごみピット汚水は、原則としてピット循環処理又は炉内噴霧処理すること。」と記載があります。未処理にてピット循環する等、方法は事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
144	要求水準書	特記事項	117	第3章第10節	4	(7)	攪拌ブロワなどの排水処理設備について、見学者や居室エリアに影響しない場所であれば、専用室でなくてもよいと理解してよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
145	要求水準書	共通事項	118	第3章第11節	1	(2)	引込み位置については、「添付資料5」に示された引込み位置を前提に計画すると理解してよろしいでしょうか。	添付資料5の位置に限らず、引込み位置については事業者の提案によるものとし、落札者決定後に落札事業者が電力会社と協議のうえ、最終的に決定するものとします。
146	要求水準書	共通事項	118	第3章第11節	1	(6)	貴市ホームページで公開されている福岡市総合ハザードマップを確認し、事業計画地は洪水、内水、高潮、津波のいずれの予想浸水区域にも含まれていないことを確認しました (https://webmap.city.fukuoka.lg.jp/bousai/)。 従いまして、本事業では立地的に水害対策が取られており、受変電設備を2階以上に設置するなどの特別な対策は不要と理解してよろしいでしょうか。	受変電設備を2階以上に設置することを求めているものではありません。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
147	要求水準書	共通事項	119	第3章第11節	1	(22)	<p>高圧ケーブルの一式更新については、ケーブルのみを新しくし、管路は既設のものを使用すると理解してよろしいでしょうか。また、再敷設する各高圧ケーブルサイズについてもご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>原則として更新とします。ただし、管路の再利用については、外部施設への電力供給の停止が最小限になる場合のみ可とします。既設の高圧ケーブルサイズは、西部3Rステーション及び運動施設はCVT60sq、福岡100プラザ西はCVT60sq、総合西市民プールはCET100sqです。</p>
148	要求水準書	共通事項	119	3章11節	1	(22)	<p>電気設備共通事項について、「西部3Rステーション、福岡100プラザ西への高圧ケーブルは一式更新とし、総合西市民プールへの高圧ケーブルは敷地内東側で既設ケーブルと接続すること」と記載がありますが、ケーブルサイズ及びケーブルルートの詳細が分かる資料をご提示願います。</p>	<p>ケーブルサイズは、No.147の回答をご参照ください。ケーブルルートについては、閲覧等資料の既設ケーブル配線経路図(参考)をご参照ください。</p>
149	要求水準書	共通事項	119	第3章第11節	1	(23)	<p>地中埋設による空配管については、現西部工場と新西部工場の間ハンドホールを新設し、そのハンドホールまでを事業者にて施工すると理解してよろしいでしょうか。また、新設する空配管サイズ(もしくは想定される高圧ケーブルサイズ)をご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>ご提案いただいているような方法で、将来的に現工場跡地に建設する施設等にも送電できるようにしてください。併せて新西部工場内の電気室からハンドホールまでの敷設ルートの確保もお願いします。高圧ケーブルサイズは、6kV CET250sqを想定しています。</p>
150	要求水準書	電気方式	119	第3章第11節	3	(3)	<p>建築動力については AC200V級 3φ3W 60Hz としてよろしいでしょうか。</p>	<p>可とします。</p>
151	要求水準書	電気設備	119	第3章第11節	1		<p>既存工場の敷地入口部に電気自動車の充電設備が設置されており、現状既存工場から給電されているものと考えておりますが、本事業においてはこちらの充電設備への給電は更新不要と考えてよいでしょうか。 ↓ 貴市HPのURL https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/j-suishin/hp/shiyuushisetujuudennsetubisuishinn_202311.html</p>	<p>ご理解のとおりです。 なお、本充電設備については、西部3Rステーションから電源を供給しており、新工場から西部3Rステーションへの高圧ケーブルの敷設が本事業の範囲となります。</p>

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
152	要求水準書	特別高圧受変電設備	120	第3章第11節	4		所掌範囲の明確化を目的として、電力会社との取合条件等を確認させて頂きたく、貴市にて電力会社と協議済みの内容で公表可能な情報をご教示頂けますでしょうか。	No.44の回答をご参照ください。
153	要求水準書	高圧配電設備	121	第3章第11節	5	(1)	「予備配電回路(作業が行える広さ)」とは、前項7)に記載のある3回線分の予備フィーダーを設置するためのスペースを設けることと理解してよろしいでしょうか。	本業務において3回線分のフィーダー盤を設置し、将来の配線の接続作業等を行える広さを確保してください。
154	要求水準書	動力設備	122	第3章第11節	8	(1)	シーケンス制御盤とは低圧動力制御盤の他、分散型自動制御システム(DCS)等の主要な制御装置と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	要求水準書	動力設備	122	第3章第11節	8	(1)	瞬停対策としては、瞬停対策電磁接触器に限定するのではなく、瞬停再始動用リレー等を使用してもよろしいでしょうか。	可とします。
156	要求水準書	非常用電源設備	125	第3章第11節	10	(2)	直流電源装置の用途に非常用照明の記載がありますが、非常用照明に電池内蔵型を採用する場合は本項不要と理解してよろしいでしょうか。	原案のとおり、非常用照明は直流電源装置の負荷として、電源別置形としてください。
157	要求水準書	非常用電源設備	125	第3章第11節	10	(2) (3)	「3)負荷 直流負荷の容量は、非常用照明及び受変電設備の制御に必要な電流並びに供給時間により算出すること。」とあります。蓄電池内蔵型の非常用照明を採用する場合は、容量算出からは除外するものと考えてよろしいでしょうか。	No.156の回答をご参照ください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
158	要求水準書	盤の構造	126	第3章 第11節	11	(1)	<p>SS400は建築物などの構造材として用いられることが多い一方で、盤の構造・板金材としては一般的に使用されていないため、盤製作メーカーによっては対応困難となります。</p> <p>一方、SPHCまたはSPCC(T)は、構造材としての強度についてはSS400と比べて若干の差異はあるものの、盤の構造・板金材としては必要な強度・性能を有し、かつ十分な実績があり、加工性・流通性にも優れていることから、配電盤や制御盤等の筐体材として広く使用されている鋼材となります。</p> <p>要求水準書P26の共通事項において、「使用材料及び機器は、極力汎用性を持たせること」とのご指示もあることから、屋内盤についてはSPHCまたはSPCC(T)を採用してもよろしいでしょうか。</p>	<p>屋内盤については、必要な構造強度が確保されると判断できる場合は、SPHCまたはSPCC(T)を採用することを認めます。</p>
159	要求水準書	計装制御計画	128	第3章第 12節	2	(2)	<p>汎用性を高めるため、建築設備関係運転制御は、建築集合盤を中央制御室内に設置することを前提にしてもよいでしょうか。</p>	<p>中央制御室内に設置することも可とします。</p>
160	要求水準書	計装機器	131	第3章第 12節	3	(3)	<p>「市の管理施設に設置」とのご指示ですが、市の管理施設とは管理棟の事務室と研修室を指していると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
161	要求水準書	運転制御システム	132	第3章第 12節	4	(1)	<p>分散型自動制御システムの設定操作についてはメーカー標準仕様ではタッチパネルは対応不可の場合があるため、キーボードとマウスやタッチパネル等の『いずれか』により操作設定できるようにすると解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
162	要求水準書	データ処理装置	133	第3章第12節	5	(2)	従来ラインプリンタによりその都度印字を行っていた警報やイベント履歴等のメッセージデータについては、現行の一般的な監視制御システムにおいてはオペレータコンソール等の主要なPCに保存され、必要に応じて画面ハードコピー用カラープリンタでの印字が可能です。省資源化の観点から警報(メッセージ)記録用プリンタは設けないものとしてよろしいでしょうか。	過去の情報もバックアップ等で出力できる場合は、可とします。
163	要求水準書	計量受付システム	134	第3章第12節	6	(4) 4)	主要機器で「電光表示装置」と記載されていますが「添付資料No6計量システム構成図(参考図)」の操作ポスの表示器と理解してよろしいでしょうか。	電光表示装置は、案内や注意事項を表示する電光表示盤や車両の進行可否を誘導する車両誘導信号機等を指します。
164	要求水準書	環境モニタリングデータ表示盤	135	第3章第13節	6		環境モニタリングデータ表示盤の設置場所や数量については、事業者提案によると理解してよろしいでしょうか。	事業者の提案としますが、要求水準書に記載のとおり詳細な設置位置については市と協議により決定することとします。
165	要求水準書	洗車設備	138	第3章第13節	7		洗車設備は、灰搬出車両用の車庫内に設けるものと理解してよろしいでしょうか。	第4章第2節(8)運転管理部門をご参照ください。
166	要求水準書	洗車設備	138	第3章第13節	7		「本設備は、高圧洗浄機等により、主に灰搬出車両を洗車するものである。」と記載がありますが、計画洗車台数をご教示願います。	同時に2台分を洗車できるようにしてください。
167	要求水準書	集じん装置	139	第3章第13節	8	(4)	「後段に作業環境用脱臭装置を接続する」とのご指示ですが、ごみピット内換気用の脱臭装置と兼用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
168	要求水準書	設計方針	142	第4章第2節	1	(12)	開放スペースの開放日時についてご教示いただけますでしょうか。	開放スペースの開放日時については未定ですが、必要な場合に市の職員が対応できる時間帯とすることを想定しています。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
169	要求水準書	設計方針	142	第4章第2節	1	(12)	市民の方が当該スペースを利用するにあたり、管理棟における見学者・市民対応業務の想定があればご提示頂けますでしょうか。もしくは、受付なしで自由に入り可能な運用を想定されていますでしょうか。	開放スペースの利用方法については未定ですが、市民が利用しやすい方法を検討したいと考えています。
170	要求水準書	防火計画	143	第4章第2節	3		防火計画に関連して二方向避難経路をご指示頂いていますが、法律で必要とされる部分、およびバーナーなどの火災に対して避難が必要となる可能性のある部分について、2方向の避難ルートを確認するとの解釈でよいでしょうか。	法律で必要とされる部分に加え、機器そのものの火災の可能性に関わらず維持管理における主要動線部は原則2方向の避難ルートを確認してください。
171	要求水準書	構造計画	143	第4章第2節	4	(2)	「炉体、集じん装置及びその他のプラントの据付用アンカーボルトの設計は、『建築基準構造設計基準及び同解説』によること。なお、プラントのアンカーボルトは埋込式を原則とし、・・・」とご指示がありますが、ここで記載されている”プラント”とは、プラント機器の支持鉄骨を示し、送風機やコンベヤなどの個別の機器を意味するものではないと理解してよろしいでしょうか。個別の機器についてはケミカルアンカーや箱抜きによる埋込式を使用してもよろしいでしょうか。	引抜きが発生しやすいプラント機器についてもアンカーボルトは埋込式を原則とします。 付属設備や引抜きが発生しにくい設備については、あと施工アンカー(接着系)及び箱抜きによる埋込式により施工できる使用機器、箇所を市と協議の上決定するものとします。
172	要求水準書	構造計画	145	第4章第2節	4	(5)	「福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画に基づき、市にて太陽光発電設備を別途設置する」に関し、壁面への設置は事業者での想定が困難であるため、想定しなくてよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ※要求水準書の記載内容変更に伴い、一部質問文章を変更しております。
173	要求水準書	構造計画	148	第4章第2節	4	(6)	「表4.2.3内部仕上げ表(参考)」に記載のある誘引通風機室や押込送風機室については、専用室を設置する場合の内部仕上げに関する参考仕様であり、これらの専用室の設置要否は、事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
174	要求水準書	各室計画	151	第4章第2節	5	(2)	「破砕機操作室を破砕機が監視できる位置に設置すること」とのご指示ですが、破砕機では投入不適物の混入により爆発が起こる可能性があるため、破砕機室に面して窓を設けることができません。破砕機の監視についてはITVにより行うものとしてもよろしいでしょうか。	ITVで監視することも可とします。
175	要求水準書	各室計画	151	第4章第2節	5	(2)	破砕ごみクレーンとの連動が指示されているため、ITV監視を前提として、破砕ごみクレーン操作室と兼用してもよろしいでしょうか。	破砕機操作室と破砕ごみクレーン操作室の兼用は可とします。
176	要求水準書	各室計画	154	第4章第2節	5	(5)	2)電気室③に「～フリーアクセスフロアとし、～ケーブル等の配線及び保守点検が余裕を持って行える十分な有効空間を確保すること。」とありますが、十分な有効空間とは、既存施設にあるような配線処理室が求められているものではないと理解してよろしいでしょうか。	配線処理室に限りませんが、将来の機器・配線の更新や保守作業の効率性を十分に考慮し、それに対応可能な有効空間が確保できる計画としてください。
177	要求水準書	各室計画	154	第4章第2節	5	(5)	「将来の増設スペースも確保すること」とのご指示ですが、将来の増設スペースとしてどの程度の大きさを見込めばよろしいでしょうかご教示頂けますでしょうか。	事業者の提案とします。
178	要求水準書	各室計画	154	第4章第2節	5	(5) 1)	①受変電室や主要電気設備については、浸水の恐れのない位置に設置するとありますが、浸水レベルについては決められた高さはないものとして考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
179	要求水準書	各室計画	156	第4章第2節	5	(7)	廃棄物保管庫の用途についてご教示頂けますでしょうか。また、寸法・位置についてご指示はありますか。	定期修理等で発生する廃棄物を一時保管することを目的としています。定期修理等で発生する廃棄物を想定したうえで、寸法や位置を設定してください。
180	要求水準書	各室計画	156	第4章第2節	5	(8)	浴室について、当グループの運営実績をふまえ、清掃作業の省力化、給湯量の削減を目的にユニットシャワーを複数台設置するシャワー室での提案も可能と理解してよろしいでしょうか。	浴槽の設置は必須とします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
181	要求水準書	各室計画	156	第4章第2節	5	(8)	「作業職員の人数を考慮し・・・」と記載ありますが、想定人員(男女別)をご教示願います。	運転業務の省力化等を考慮し、作業職員の人数を想定してください。また、男女比率については、これまでの事例及び今後の女性の参画を踏まえ、余裕をもって想定してください。
182	要求水準書	各室計画	155	第4章第2節	5	(6)	2)非常用発電機室に「非常用発電機室は、蒸気タービン発電機室に近接して設けること。」とのご記載がありますが、これらの部屋の位置関係についてご教示ください。	維持管理上の効率性を考慮し、蒸気タービン発電機室と近接して設置することを基本的な考え方としています。 なお維持管理の効率性やその他様々な観点から総合的に、より合理的な配置案を提案することは可とします。
183	要求水準書	各室計画	156	第4章第2節	5	(8)	「灰積出車両(10t車)が必要台数駐車できる車庫を設置すること。」と記載ありますが、必要台数をご教示願います。	必要台数は2台分です。
184	要求水準書	各室計画	156	第4章第2節	5	(8)	「灰積出車両(10t車)が必要台数駐車できる車庫を設置すること」とありますが、車庫の大きさを決めるにあたって、灰搬出車両(10t車)の必要台数について、具体的に何台を想定しているかご教示頂けますでしょうか。	No.183の回答をご参照ください。
185	要求水準書	外構工事	158	第4章第3節	2		既存外構施設の図面やCAD図をご提供頂けますでしょうか。	No.33の回答をご参照ください。
186	要求水準書	外構工事	158	第4章第3節	2	(1) (2)	外構工事で降雪・凍結に配慮とあり、公道からの坂道に既存焼却施設より送られている消雪設備(水)が設置されています。新施設建設工事への配管は干渉しますので配管盛替えとしますが、道路(坂道)の消雪設備(配管・ノズル)は既存残しと考えてよろしいでしょうか。	既存の外構施設については、原則として流用せず、撤去及び新設を行ってください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
187	要求水準書	外構工事	158	第4章 第3節	2		貴市にて別途整備する東側道路を活用して工事車両を通行させる際に現西部工場の外構構造物と干渉する恐れがある場合、現西部工場の機能に影響を与えないことを前提に貴市との協議の上で一部の外構構造物の撤去・整備を行ってもよろしいでしょうか。	市(施設管理者を含む)と建設事業者とで協議のうえ、現西部工場の運営及び利用者の安全に支障がないと判断された場合、事業者の負担で実施することは可とします。
188	要求水準書	給排水衛生設備工事	162	第4章第4節	4	(1)	「給水量及び排水量は、運転作業員や見学者等の人数及び使用機器を基に設定すること。」と記載がありますが、想定されている運転作業員、見学者の人数をご教示願います。	運転作業員については、運転業務の省力化等を考慮し、人数を想定してください。 見学者については、1団体最大160人/日受入している実績を考慮し、設定してください。
189	要求水準書	給排水衛生設備工事	162	第4章第4節	4	(1)	「給水量及び排水量は、運転作業員や見学者等の人数及び使用機器を基に設定すること」とありますが、運転作業員や見学者等の人数についてご教示頂けますでしょうか。	No.188の回答をご参照ください。
190	要求水準書	給排水衛生設備工事	162	第4章第4節	4	(2)	「災害等の断水時にもトイレを継続して7日間利用できるように対策を講ずる」とのご指示ですが、下水道は使用可能との前提で計画するものとしてよろしいでしょうか。排水を7日間分施設内に貯留しておくことは困難と想定しております。	ご理解のとおりです。
191	要求水準書	消火設備工事	163	第4章第4節	6	(1)	「実施設計に際しては所轄消防署と協議のうえ必要設備を設置すること」と記載がありますが、入札対応期間中に所轄消防署様や関係官庁へ問い合わせしてもよろしいでしょうか。	法令等に関して所管官庁に問い合わせることについて、制限しません。
192	要求水準書	時計表示装置	166	第4章第5節	6	(1)	電気式時計について、有線式と無線式のどちらの方式を想定されていますでしょうか。ご教示頂けますでしょうか。	事業者の提案とします。
193	要求水準書	インターホン設備工事	167	第4章第5節	10		正面玄関とはどの場所を指すでしょうか。	管理棟の玄関を指します。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
194	要求水準書	監視カメラ設備工事	167	第4章第5節	11	(2)	「ITV 装置とは別に計画する」とのご指示ですが、ITV 装置と監視カメラは別々に設置して各々で記録・監視ができることを前提に、システムとしては共通としてもよろしいでしょうか。	可とします。
195	要求水準書	電気自動車用充電設備	167	第4章第5節	13	(1)	電気自動車用充電設備の設置場所について、管理棟の近傍に計画すると理解してよろしいでしょうか。	本事業で整備する駐車場の一部に設置することを想定しており、市民が利用しやすい場所を提案してください。
196	要求水準書	電気自動車用充電設備	167	第4章第5節	13	(1)	「災害時の指定避難所となる公民館等への外部給電を行うため、・・・」のご指示ですが、本設備の役割は電気自動車への急速充電のみであり、本設備で充電した電気自動車が公民館等への外部給電を行うと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	要求水準書	見学者ルート	168	第4章第6節	1	(1)	ごみクレーン操作室について、No.106にて、「クレーン操作室をピットが見えやすい位置にした上で、中央監視室でも操作できるようにすることは可とします。」とのご回答をいただきました。 クレーン操作室をピットが見えやすい位置にした上で、中央監視室でもクレーン操作をできるようにした場合、要求水準書に記載されている見学対象の「ごみクレーン操作室」を中央監視室としても問題ないでしょうか。	問題ありません。
198	要求水準書	総則	170	第5章第1節			ピットなどの床のない箇所において、地上部の解体ガラ等でピット等を埋め戻した状態で本事業に引き渡されるのでしょうか。もしくは良質な埋め戻し土、またはピット内には何も無い状態で引き渡される理解でよろしいでしょうか。	ごみピットやコンベヤピット内は、何も無い状態で引き渡す予定です。
199	要求水準書	総則	170	第5章第1節			計量棟の解体に際し、計量器などのプラント設備の撤去は事業者の所掌範囲と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、本事業の建設事業者の所掌範囲です。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
200	要求水準書	総則	170	第5章第1節			資源化センター地下部および計量棟の解体に関して、家具・什器・備品等の残置物があるか不明ですが、残置物は無いものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
201	要求水準書	総則	170	第5章第1節			資源化センターの地下部分の機械設備の撤去も事業範囲内と理解してよろしいでしょうか。その場合、地下に残置されている機械設備の情報をご提示頂けますでしょうか。	資源化センターの地下部分の機械設備は上部解体工事にて撤去しますが、地下湧水ポンプ及び付帯する電気設備は残置された状態での引き渡しとなります。詳細は、「添付資料No.1 破碎選別処理棟 FL上部系統図(給排水設備)」をご参照ください。
202	要求水準書	総則	170	第5章第1節			資源化センターの地下部分の解体着工までに、ごみピットやコンベヤピット内等におけるごみなどの残留物はすべて除去されているものと理解してよろしいでしょうか。また、ごみなどの残留物が存在する場合、残留物の除去及び処分にかかる工期及び費用は別途協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	No.198の回答をご参照ください。
203	要求水準書	総則	170	第5章第1節			資源化センター地下部および計量棟の解体に関して、解体範囲の建築電気設備においてPCB使用品はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
204	要求水準書	総則	170	第5章第1節			No.198にて「ごみピットやコンベヤピット内は、何も無い状態で引き渡す予定」と記載がありますが、本事業のごみピット等の施工において、山留や杭工事を行うため、ピットを一旦埋め戻す必要があります。工期短縮及びピット埋戻し土の場外処分を削減するため、別途発注される地上部の解体工事において、上屋解体ガラなどを処分せずにピット等に埋め戻した状態で引き渡していただき、事業者がピットを施工した後に、ガラ撤去・処分する費用を解体業者との間で精算することは可能でしょうか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三条において、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、同法第二十一条の三で、建設工事に伴い生ずる廃棄物は、元請業者を事業者とすると決められています。ご質問の内容は、他の建設工事で排出された廃棄物を本事業で処理することはできないため、不可とします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
205	要求水準書	地下部等解体撤去工事	170	第5章 第1節			「残置されている構造物・埋設配管等を原則として全て解体撤去するものである」とありますが、特に旧福寿園の残置杭については腐食が進み、撤去時に折れる可能性があります。 資源化センターの杭も含め、新設建物に干渉しない場合は残置としてよろしいでしょうか。	「第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース(令和3年7月2日開催)を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について(通知)」第3③より、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置することは可としますが、老朽化を理由に存置することは不可とします。新設建物に干渉しない場合の取り扱いについては、No.87を参照してください。
206	要求水準書	一般事項	171	第5章第2節	3		「3 建設事業者は、施工前に現況把握、埋設物等の調査を行い、市に報告するものとする」と記載がありますが、ご提示頂いている資料以外に埋設物が確認された場合は、その費用・工期を含め協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	No.85の回答をご参照ください。
207	要求水準書	一般事項	171	第5章第2節	12		地下部の解体で、アスベスト除去報告書が有れば、ご提示願います。	現時点で除去工事を行っていないため、報告書はありません。
208	要求水準書	一般事項	171	第5章第2節	12		「添付資料No.9計量棟解体工事(参考図面)」にはアスベスト含有建材が記載されています。新たに建材が確認された場合は、別途協議とさせていただきますでしょうか。	新たにアスベスト含有建材が確認された場合は、別途協議いたします。
209	要求水準書	一般事項	172	第5章第2節	18		解体撤去工事にて発生した有価物は建設事業者の自由処分と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書記載のとおり、種別、数量等を整理し、工事内で精算してください。
210	要求水準書	仮設計量設備	179	第6章第1節			仮設計量機の設置期間が3年以上となる場合、本設物としての扱いとなりますでしょうか。本設物としての扱いとなる場合においても、竣工前に解体することは可能と理解してよろしいでしょうか。	建築基準法に基づく仮設建築物の取り扱い可否については、特定行政庁の判断に従ってください。 竣工前の解体については、ご理解のとおりです。
211	要求水準書	仮設計量設備	179	第6章第1節	1	(5)	「受付業務員が常駐している」とのご指示ですが、受付業務員の配置は建設事業者の所掌範囲外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
212	要求水準書	仮設計量設備	179	第6章 第1節	1		<p>仮設計量設備の設置に際し、「現工場のごみ処理の継続に支障がないよう」にするため、現工場の計量設備、とりわけ計量システム機器については、可能な限り流用・移設したうえで継続使用することが望ましいと考えます。</p> <p>そのため、現工場の計量設備のうち、計量棟や電算機室、貴市事務室等にある計量データ端末や通信設備については、貴市との協議の上、継続して使用可能であると判断された場合には、設備の流用もしくは仮設計量棟へ移設・継続使用することを了承いただけませんか。</p>	<p>全炉停止期間中も夜間搬入は継続するため、現工場へのごみ搬入が長期間停止することがないことを前提に、仮設計量は、流用・移設も可とします。</p>
213	要求水準書	計画概要	181	第7章第 1節	1		<p>本業務にて実施する土壌汚染状況調査範囲は新工場建設用地約17,000㎡と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>「要求水準書 第7章第2節 1 調査方法 (2)」をご参照ください。</p>
214	要求水準書	添付資料No.1 西部資源化センター解体工事(発注図面)					<p>1階平面図において、投入ステージの退出口正面に防音壁が存在しますが、解体工事は本業務範囲と考えるとよろしいでしょうか。</p>	<p>防音壁は地上部解体では扱いません。新工場の整備の中で必要に応じて解体してください。</p>
215	要求水準書	添付資料No.3 建設用地図					<p>建設用地において、既存施設建設時に使用された仮設物(山留、連壁、アースアンカー等)が地中に残されていないかご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>No.85の回答をご参照ください。</p>

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
216	要求水準書	添付資料No.3 建設用地図					<p>本工事で使用可能な資機材の仮置場、仮設事務所及び工事用車両の駐車スペースの設置場所について、No.83にて、事業敷地内のテニスコート・ゲートボール場・溜池隣の駐車場については「施設管理者との協議のうえ承諾が得られた場合は、可とします」とご回答いただきましたが、施設管理者の了承が得られた際、有償となる場合は、入札価格に反映する必要があるため、借地料(一月あたりのm²単価等)をご教示ください。</p> <p>また、上記以外で、事業敷地内において貴市が管轄する範囲で借用可能な場所があればご教示願います(添付資料No.3の溜池東側、西側の給水タンク側など)。</p>	<p>事業敷地内のテニスコート・ゲートボール場・溜池西側の駐車場については、施設管理者の承諾が得られた場合は無償とします。</p> <p>ただし、これらの施設は市民利用を目的としたものであり、市民の利用に支障が出ないことが大前提となることから、利用可能な範囲や期間は限定的になると考えています。</p> <p>溜池東側駐車場の利用については、現工場定期点検時に工事車両の駐車場として利用しており、そちらを優先とし、それ以外の期間については施設管理者との協議のうえ承諾が得られた場合は、可とします。</p> <p>ただし、令和9年6月頃までは、溜池東側駐車場は、一部を東側道路建設工事の現場事務所等としても使用しており、そちらを優先します。</p> <p>【参考情報】 定期修理期間:7月～2月頃 全炉停止期間:10月1日～10月20日頃 東側道路建設工事期間:令和8年1月9日～令和9年6月15日</p> <p>※別途工事である東側道路建設工事の進捗状況が変わったため、一部変更しています。</p>
217	要求水準書	添付資料No.3建設用地図					<p>建設用地図において、建設用地外周部は構内通路外周部のガードレールの内側を示されています。ガードレールを保存できる場合は、ガードレール基礎内側からが本工事エリアと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
218	要求水準書	添付資料No.3建設用地図					<p>北側構内通路南側が傾斜地となっておりますが、建設用地範囲外として扱われているため、擁壁や法面補強は本工事範囲外と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>ただし、擁壁や法面補強が必要となるような負荷が生じる計画となる場合は本工事において対応してください。</p>

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
219	要求水準書	添付資料No.4 地質ボーリング調査結果					計画建物が既存ボーリング調査結果範囲外となった場合、提示いただいているデータが一樣に広がっている事として計画を進め、実際の地盤との差異があった場合は、その費用・工期含め協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	「要求水準書 第4章第3節 1土木工事 (1)準備工事 1)測量及び地質調査」をご参照ください。
220	要求水準書	添付資料No.5 電気事業者と建設事業者の施工区分					資料に記載の「電気事業者」とは、本事業(建設事業者)とは別に発注される工事の業者であると理解してよろしいでしょうか。	電気事業者は、電気事業法のに基づき、電気の供給を事業として営む者を指しており、具体的には九州電力送配電株式会社様を言います。
221	要求水準書	添付資料No.5 電気事業者と建設事業者の施工区分					資料において、建設事業者の施工範囲としてケーブル管路の設置(赤線)が示されており、既設管路(黒線)に接続する計画とされています。既存管路の仕様構造、位置や深さが分かる資料をご提示頂けますでしょうか。	詳細な図面については、落札者決定後に、落札事業者に対して提示します。
222	要求水準書	添付資料No.6 計量システム構成図(参考図)					操作ポストの自動精算機と計量員控え室の精算機は同機能の精算機と理解してよろしいでしょうか。	計量員控え室の精算機は、自動精算機が故障した際に計量員が精算できるための機器を想定しております。
223	落札者決定基準	地域経済への貢献	7	別紙	1		市内企業の定義は、福岡市内に本社・本店を有する企業であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
224	落札者決定基準	地域経済への貢献	7	別紙	1		「市内企業の参画促進、市内人材の雇用促進」との記載がありますが、市内企業とは福岡市内に本社、本店、支社、支店、営業所を構える企業との理解でよろしいでしょうか。	No.223の回答をご参照ください。
225	落札者決定基準	地域経済への貢献	7	別紙	1		「市内人材の雇用促進」とのご指示ですが、DB方式である本事業において、どのような対応を期待されているのか、具体的に例示頂けますでしょうか。	様式集の記載内容をご参照ください。
226	落札者決定基準	地域経済への貢献	7	別紙	1		事業者選定中に発注内容及び発注の確約が出来ない段階で、入札参加者が「関心表明書」を市内企業から取得することは問題ないでしょうか。	問題ありません。

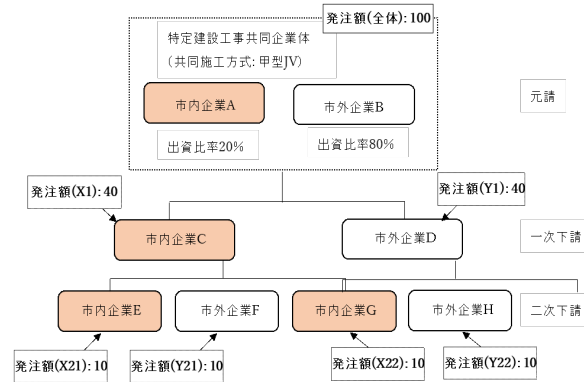
No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
227	落札者決定基準	地域経済への貢献	7	別紙	1		<p>公平性の観点をつまみ、地元発注の対象となる企業について、確認させてください。</p> <p>①地元発注予定に計上する目的で地元企業を新たに設立し、その地元企業が受注した業務の全部または一部を他の企業に委託する場合は、地元発注予定として計上できないとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>②業務実態のない企業への発注や、企業の履行能力に対して著しくかけ離れた発注など、発注金額・項目の高増しだけを目的とした発注については、地元発注予定として計上できないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
228	落札者決定基準	技術導入を考慮した施設配置計画	8	別紙	3		<p>別途発注事業であるCO2回収設備に関する詳細条件については、事業者にて想定して提案するものと理解してよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
229	様式集	入札参加構成表及び役割分担表	様式2-3				<p>設計業務、工事監理業務を支社、支店で申請を行う場合、有すべき実績は本社、本店または、他の支社、支店が有する実績でも可と考えてよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
230	様式集	「構成員による複数応募の禁止」に係る人的関係調書	様式2-11				<p>様式2-13(役員等名簿)に記載する役員を対象に、様式2-11を作成することでよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
231	様式集	添付資料提出確認書	様式2-14				<p>P3の提出書類一覧表には「納税証明書(その3の3)」となっていますが、様式2-14の添付資料提出確認書には「直近の事業年度」とあります。これは、その(3の3)ではなく、(その1)を提出するということでしょうか。</p>	納税証明書(その1)又は(その3の3)のどちらかを提出してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
232	様式集	添付資料提出確認書	様式2-14				P3の提出書類一覧表には「福岡市税の納税証明書」となっていますが、様式2-14の添付資料提出確認書には「法人住民税納税証明書」とあります。これは、両方提出するということでしょうか。	構成員として参加する本社や支店の所在地の市町村税の納税証明書を提出してください。
233	様式集	入札価格内訳書	様式4-1-2				②建築設計費の項目がありますが、プラント設計費は工事費(1-1.機械設備工事および1-2.電気・計装設備工事)に含めて計上すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
234	様式集	入札価格内訳書	様式4-1-2				本事業は循環型社会形成推進交付金の「エネルギー回収型廃棄物処理施設(交付率1/2)」が適用されると理解してよろしいでしょうか。 また、「施設規模ごとの一般廃棄物焼却施設における交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)」は適用されないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
235	様式集	設計基本数値計算書等	様式5-1				様式5-1の用役収支および電力収支については、添付の運転計画に基づいて作成するものと理解してよろしいでしょうか。また、年間の売電量に関しては、季節によらず外気温17.8℃で計画するものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
236	様式集	設計基本数値計算書等	様式5-1				様式5-1の収支について、中間季(春秋)の提出が必要かご教示頂けますでしょうか。	中間季の提出は不要です。
237	様式集	設計基本数値計算書等	様式5-1				油脂類は用役収支に含まれると理解してよろしいでしょうか。	油脂類は用役収支に含まれません。
238	様式集	設計基本数値計算書等	様式5-1				用役収支のうち電力については、5の電力収支と兼用する形で問題ないと理解してよろしいでしょうか。	電力については、様式5-1-5でご回答ください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
239	様式集	設計基本数値計算書等	様式5-1				提示された運転計画に基づくごみ処理量は「 $244 \times 230 \times 3 = 168,360\text{t/年}$ 」となっていますが、電力の提案におけるごみ処理量としてこの数値で問題ないでしょうか。	様式5及び6において、ごみ処理量を提案書の計算に用いる場合は168,360t/年を使用してください。
240	様式集	補修・更新計画	様式5-6				「更新・補修費」は、提案する建設事業者が、貴市から毎年(単年度)更新・補修工事を受託することを前提に記載するものと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
241	様式集	燃料・薬品等使用計画	様式5-7				苛性ソーダの濃度について48%と記載がありますが、48%以外の濃度の薬品で提案してもよろしいでしょうか。また、その場合の単価は事業者にて設定するものとしてよろしいでしょうか。	様式5-7に記載している薬品以外の薬品の提案も可能です。その場合の薬品単価は事業者にて設定するものとし、その根拠を示してください。
242	様式集	市内企業の活用	様式6-3	2			市内企業の割合とは、入札参加グループ企業数に対する市内企業数の割合と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
243	様式集	ランニングコスト低減	様式6-6	2			様式5-7には電気料金の記載がありません。電気料金は様式6-6における性能審査の範囲外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
244	様式集	ランニングコスト低減	様式6-6	2			ランニングコストを算出する上で、ごみ量・ごみ質の変化に関する想定があればご教示頂けますでしょうか。	ランニングコストは、計画処理量や計画ごみ質(基準ごみ)に基づき算出してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
245	様式集	地域経済の貢献	様式 6-3				<p>市内企業への発注額は、応募グループ内の市内企業受注予定額および応募グループから一次下請企業への発注額の合計を計上すると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、応募グループ内において、市内企業Aと市外企業Bが特定建設工事共同企業体(甲型JV)を組成する場合、市内企業への発注額は以下の考え方で計上すると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>①市内企業Aと市外企業Bの受注予定額のうち、市内企業Aの甲型JVに対する出資比率分を計上 (貢献金額=甲型JVの受注予定額×地元企業Aの出資比率)</p> <p>②甲型JVから市内企業Cへの発注額のうち、甲型JVにおける地元企業Aの出資比率分を除く金額を計上 (貢献金額=市内企業Cへの発注額×(100%-市内企業Aの出資比率))</p>	<p>市内企業への発注額は、以下の考え方のおりとしします。</p> <p>①受注予定額から一次下請金額を除いて、市内企業Aの甲型JVに対する出資比率分の計上 (貢献金額=(甲型JVの受注予定額-一次下請金額[X1+Y1])×市内企業Aの出資比率)</p> <p>②一次下請金額のうち、市内企業への発注予定金額の総額 (貢献金額=市内企業C受注予定額X1-二次下請金額[X21+Y21]+市内企業E受注予定額X21+市内企業G受注予定額X22)</p> <p>③地場産品の発注予定金額</p>
246	様式集	地域経済への貢献	様式 6-3				<p>地域経済への貢献について、「市民人材の雇用促進」とのご記載がありますが、雇用方法等に想定がございましたら、ご教示ください。</p>	<p>この事業のために、新たな雇用(市内人材)を創出することを想定しております。</p>

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
247	様式集	地域経済への貢献	様式	6-3			<p>「官民対話の実施結果 No.24」に関して、下図のような発注金額構成となる場合、市内企業への発注金額は以下のとおり計上するとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>①受注予定額から一次下請金額を除いて、市内企業Aの甲型JVに対する出資比率分の計上 貢献金額=(甲型JVの受注予定額 - 一次下請金額 [X1+Y1]) × 市内企業Aの出資比率 $= (100 - (40 + 40)) \times 0.2 = 4$</p> <p>②一次下請金額のうち、市内企業への発注予定金額の総額 貢献金額=市内企業C受注予定額X1 - 二次下請金額 [X21+Y21] + 市内企業E受注予定額X21 + 市内企業G受注予定額X22 $= 40 - (10 + 10) + 10 + 10 = 40$</p> <p>また、地場産品の発注予定金額は工事契約に係る貢献金額とは別に計上し、市内企業(協同組合や商社を含む)へ発注を見込んでいる物品・用役等の金額(生コン、試運転用用役、建築資材、等の発注金額)を計上するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。



No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
248	様式集	景観計画	様式 6-10				北側の住宅地からの本施設に対する視認性についてのお考えをご教示ください。	福岡市景観計画における「山の辺・田園ゾーン」の地区別方針に則り計画してください。また、基本計画等に記載の通り、住宅地側への圧迫感を軽減するよう配置・色彩等に配慮してください。
249	様式集	創エネルギー(発電等)	様式 6-11				AI化及びIoT技術導入、脱炭素社会実現に取り組む設備導入にかかる消費電力は、本様式における「所内消費電力」に含めないとの理解でよろしいでしょうか。	市が別途発注することを想定している設備の消費電力については、ご理解のとおりです。
250	様式集	創エネルギー(発電等)	様式 6-11				ごみ1トンあたりの外部供給電力量の算定は、「要求水準書P.9 第2章 第1節 3計画ごみ質」に記載の基準ごみ条件を使用すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
251	様式集	創エネルギー(発電等)	様式 6-11	2			発電電力量の確認については要求水準書p.37に記載の「実績データ等による性能確認条件」のタイミング(実施時期としては引渡し後2年目)に実施すると考えてよろしいでしょうか。	発電電力量の確認については、引渡性能試験及び引渡し後の運転時に随時確認します。
252	様式集	創エネルギー(発電等)	様式 6-11	2			外部供給電力量の算出においては、貴市が別途設置する太陽光発電は含めず、他の様式で提案する内容(例:水素製造に必要な電力量)に必要な電力量については含めると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
253	様式集	創エネルギー(発電等)	様式 6-11				発電量の増加に伴い、様式6-6「コストの低減」における維持管理費用も増加する結果となり、「創エネルギー(発電等)」と「コストの低減」は互いの提案を抑制すると考えられます。市様がどのような提案を要求されているのかご教示ください。	発電量(創エネルギー)と維持管理費のバランスを踏まえた、総合的に優れた提案を求めています。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
254	様式集	創エネルギー(発電等)	様式6-11	2			No.252によると、様式6-11「創エネルギー(発電等)」における所内消費電力に水素製造に必要な電力量を含めるとのことですが、脱炭素社会に寄与できる提案の妨げとなるため、所内消費電力に水素製造に必要な電力量は含めないこととさせていただけないでしょうか。	水素製造などの脱炭素社会実現に寄与できる提案をする場合は、様式6-11の所内電力量について、その消費電力を含めた電力量と、含めない電力量の両方を記載してください。
255	様式集	創エネルギー(発電等)	様式6-11				創エネルギー(発電等)について、No.252にて、他の様式で提案する内容(例:水素製造に必要な電力量)に必要な電力量については消費電力に含めるとのご回答いただきましたが、廃棄物高効率発電や他の様式で提案する電力消費量を算出するうえでの前提条件等について以下の認識で問題ないか確認させてください。 【発電電力量】 ・廃棄物発電及び事業者提案の自然エネルギーは含む ・市が別途設置する太陽光設備は含まない 【消費電力量】 ・プラント設備、建築設備、脱炭素技術(水素利用等)、AI化・IoT技術に関する消費電力は含む ・管理棟改修工事、場外施設や将来施設への送電、市が別途設置するCO2回収設備に関する消費電力は含まない	ご認識のとおりです。
256	様式集	水素利用	様式6-13				本事業は運營業務が含まれない事業であることから、水素の調達方法に関して、運営期間中の水素の外部調達先に関する提案は含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	水素製造や外部調達等の水素調達方法を想定したうえで、水素利用について提案してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
257	様式集	水素利用	様式 6-13				<p>水素利用について、No.256にて、「水素製造や外部調達等の水素調達方法を想定したうえで、水素利用について提案してください」とのご回答をいただきましたが、水素貯留や外部調達、混焼率に関する条件等について、市の考え方をご教示ください。</p>	<p>水素の貯留方法については、圧縮水素(低圧・高圧)や液化水素など、いずれの方式であっても、関係法令および安全基準などの法的要件を満たしていれば特に指定はありません。</p> <p>水素の調達については、製造や運搬時のCO2排出量が少ないほど、脱炭素社会実現に寄与できる水素調達方法だと考えています。</p> <p>そのような水素を採用した上で、混焼率を向上させることが、脱炭素効果を高めるものと考えています。</p>
258	様式集	水素利用	様式 6-13				<p>「脱炭素社会実現に寄与できる水素調達方法」とありますが、水素を外部から調達することに関して市様のお考えをご教示願います。</p> <p>また、水素は環境価値が高いほど評価されるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>ご参考) ホワイト水素:地球内で自然に生成された水素 グリーン水素:再生可能エネルギーを利用し、水を電気分解することで製造される ブルー水素:化石燃料由来(排出されるCO₂を回収) グレー水素:化石燃料由来</p>	<p>水素製造や運搬時のCO2排出量が少ないほど、脱炭素社会実現に寄与できる水素調達方法だと考えています。</p>
259	様式集	技術導入を考慮した施設配置計画	様式 6-14				<p>本項目は、CO₂の回収量やペロブスカイトの設置面積のみが評価されるのではなく、他の脱炭素社会に寄与する、より具体的な提案も評価されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>別途発注するペロブスカイト太陽電池、排ガスに含まれるCO2回収設備を想定した施設配置計画が評価対象となります。</p>
260	整備事業共同企業体協定書(例)						<p>例として甲型の協定書が示されていますが、乙型の共同企業体にて提案することも可能と理解してよろしいでしょうか。工事監理企業の独立性を保つため、乙型共同企業体が適していると考えています。</p>	<p>乙型共同企業体も可とします。</p>

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
261	その他						資源化センターの解体後、資源ごみの自己搬入は継続される予定でしょうか。また、継続されたとした場合、本施設の建設中や竣工後など、資源ごみの自己搬入をいつまで継続するかご教示頂けますでしょうか。	本施設の建設期間中、不燃ごみの自己搬入は現西部工場で受け入れを継続します。また、本施設の竣工後も敷地内で受け入れを行うことを想定しています。
262	その他						新工場建設中も既存工場への施設見学は継続されるのでしょうか。	施設見学を継続する前提で計画してください。
263	その他						別事業であるペロブスカイト太陽電池はパースへの記載は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
264	その他						以下の境界ラインが記載されたCADデータをご提供願います。 ・敷地境界線 ・施工範囲(新工場建設用地、外構計画用地)	No.33の回答をご参照ください。
265	その他						No.261にて「本施設の建設期間中、不燃ごみの自己搬入は現西部工場で受け入れを継続します。また、本施設の竣工後も敷地内で受け入れを行うことを想定しています。」と記載がありますが、建設期間中および竣工後における受入場所、受入方法について、ご教示願います。また、建設期間中の不燃ごみ搬入動線について、市様の想定がありましたらご教示ください。	自己搬入ごみ(不燃ごみ)の受入場所については、令和7年10月より、福岡市HP (https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/kojoseibi/koujyouseibika_sigenka-2.html) に記載の場所に変更して、受入を行っております。 竣工後の受け入れ場所については、今後の不燃ごみの受け入れ量等を踏まえ、検討します。
266	その他						福岡市西部工場建替事業に係る環境影響評価書 P9.1-68の第9章 調査の結果並びに予測及び評価の結果 表 9.1.2-18 排出源の諸元に記載されている排ガスの条件で、守らないといけないものがありましたら、ご教示ください。	公害防止基準など要求水準書等に記載されている項目は遵守してください。 それ以外の項目については、環境影響評価書の内容を理解の上、排ガスに含まれる規制物質の総排出量が予測を上回らないとともに、排ガスの拡散効果が予測より低下しないように設定してください。

No.	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	第	数	(数)		
267	その他	景観					<p>景観に関する環境影響評価における建物の高さ寸法について、環境への影響度合いは予測地点から建物の最高点までの仰角を指標として評価されていることから、煙突および工場棟建屋部の高さは各々80m、42mを上限として計画する必要があると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>煙突の高さは、計画段階環境影響評価配慮書の検討結果に基づき、原則80mとして計画してください。工場棟建屋部の高さは、原則42mを上限として計画してください。ただし、避雷針等景観に与える影響が軽微なものや、別途モニタージュ写真等により見え方検討比較を行ったうえで、景観に与える影響が配慮書の検討結果と比較して小さいことが確認された場合はこの限りではありません。</p>